

クラウン・エージェンツの職員数（1994年度）

常勤終身	574人
非常勤	43人
期限付契約	93人
海外事務所ローカルスタッフ	134人
合 計	844人

出典：Annual Report and Accounts 1994（1995）

なお、この内ODA関係業務に従事している要員はフルタイム換算で約300人程度である。

出典：「JICA英国事務所報告」（1993.7.1）

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

クラウンエージェンツ海外事務所所在地

欧州	ベルギー（ブルッセル） ルーマニア（ブカレスト）	ロシア（モスクワ）
アフリカ	エチオピア（アディス・アベベ） ガーナ（アクラ） ケニア（ナイロビ） マダガスカル（アンタナナリボ） マラウイ（リロングウェ） モザンビーク（マプト） ナイジェリア（ラゴス）（カドゥナ）	シエラ・レオーネ（フリータウン） 南アフリカ（ダーバン） スーダン（ハルツーム） タンザニア（ダルエスサラーム） ウガンダ（カンバラ） ザンビア（ルサカ） ジンバブエ（ハラレー）
アメリカ	バルバドス（ブリッジタウン） ボリヴィア（ラパス） ドミニカ共和国（サントドミンゴ）	ガイアナ（ジョージタウン） 米国（ワシントンD. C.）（マイアミ）
アジア／太平洋	バングラデシュ（ダッカ） フィジー（スヴァ） 香港 インド（バンガロール）（ニューデリー） 日本（東京）（神戸） マレーシア（クアラルンプール） ネパール（カトマンドゥー）	ニュー・ジーランド（ウェリントン） パキスタン（イスラマバード） フィリピン（マニラ） シンガポール スリ・ランカ（コロンボ） ヴェトナム（ハノイ）
中近東	湾岸諸国（バハレーン・マナマ） イラン（テヘラン）	オマーン（ルイ） サウディ・アラビア（リヤド）

出典：Annual Report and Accounts 1994（1995）

4. 過去3年間の実績**a. 国別援助額****b. セクター別援助額**

未調査

B. 外部機関との協調**1. 国際機関****a. 指針****b. C/Aとの定期協議の有無**

未調査

2. 他の三国間援助ドナー**a. 指針****b. C/Aとの定期協議の有無**

クラウン・エージェンツは国際的に活動を行う組織であり、150カ国に対しサービス提供をしている。また国連、世銀、EU、また多くの二国間ドナーに幅広いサービスを行っている。英国の二国間援助プログラム下での調達活動は減少しているが、他のドナー、援助機関への人道的援助プログラムにおける特定分野の調達、ロジスティックな活動は増加している。

出典：Annual Report and Accounts 1994 (1995)

A-3. The British Council (BC) の概要

1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

英国の対外文化・広報活動の中心機関である。同カウンシルは文化面のみならず援助面でも活発な事業を展開しており、ODAの委託事業として途上国において教育・研修分野での技術協力を実施している。

BCはThe Foreign and Commonwealth Office (FC) から直接政府補助金が出資されており、文化・教育・科学分野に関するODA委託の技術協力の実施機関であると同時に、ODAに助言を行っている。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

1993 Departmental Report (1993)

BCは、外国との文化交流の促進（特に英語を世界共通語として普及すること）、及び海外での教育プロジェクトを管理することを目的として、英国憲章のもとに、外務・英連邦省とODAの共同出資により1934年に設立された特殊法人(Associated Organization)である。

1992/93年度はBC内部のリストラにより、大規模な組織変更が行われた。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」(1988)

Annual Report and Accounts 1992/93 (1993)

BCは、独自のプロフェッショナル基準と方針により、そのプログラムを運営管理しているが、その優先目的と結果判断はFCとODAとの協議により決定する。

地域間／内でのグラント資金のプライオリティーと活用に関しては、BCのDirector for Grant-Aidと、FC(DW)のAUS(Public Departments)、さらに必要であればODAの関連次官との定期的な話し合いにより決定している。

個々の国に関する目的とプライオリティーグループは、BCのカントリーディレクターとFCのミッション長の間で討議される。BCの目的、アプローチ、運営目標を設定した4年間の国別計画(Country Plan)は、前年度の報告者とともにFCの両局に毎年提出される。

出典：1996 Department Report (1996.3)

BCの主な運営費用は、FCの外交局とODAにより助成される。FCとODAは評議会を代表しており、BCの政策及びプログラム運営に影響力を持っている。運営費用は毎年4億ポンドを超えており、その内9,000万ポンドはFCから、3,000万ポンドはODAから支出されている。FCからの資金は、すべてのBC海外事務所分配到されている

が、ODAはその開発活動の優先国に協力を限っている。

出典：ブリティッシュ・カウンシル資料

BCはまたクライアント、カスタマーからの収入を得ている。このサービスに含まれるのが、教育、研修のプロジェクト／プログラム管理である。主要クライアントは政府機関であり、ノングラントからの収入は活動予算のほぼ半分を占めている。

出典：1996 *Department Report* (1996.3)

所在地

The British Council

Medlock Street

Manchester M 15 4 AA

2. 事業の範囲と内容

1960年代、BCはその役割を文化活動の推進から開発活動へと急速に拡大した。現在、BCの活動は次の3つのカテゴリーに分けられる。

- ①文化交流
- ②開発協力
- ③ビジネス活動

開発協力は、ODA及び国際機関のプロジェクト協力、トレーニングプログラムの運営、助成金による開発活動からなっている。助成金は図書館・情報サービス、開発活動、諸費用に支出される。

英国の二国間援助プログラムの約8%はBCによって行われているが、BC内部および外部の専門家を通じて行われるサービスには次のものがある。

- ①政策、F/S、トレーニングのニーズに関する分析
- ②プロジェクトの設計・準備・管理
- ③Resource Identification
- ④Service Procurement
- ⑤プロジェクト評価
- ⑥国内プロジェクト管理トレーニング (in-country project management training)

出典：Annual Report and Accounts 1992/93 (1995)

3. 機構

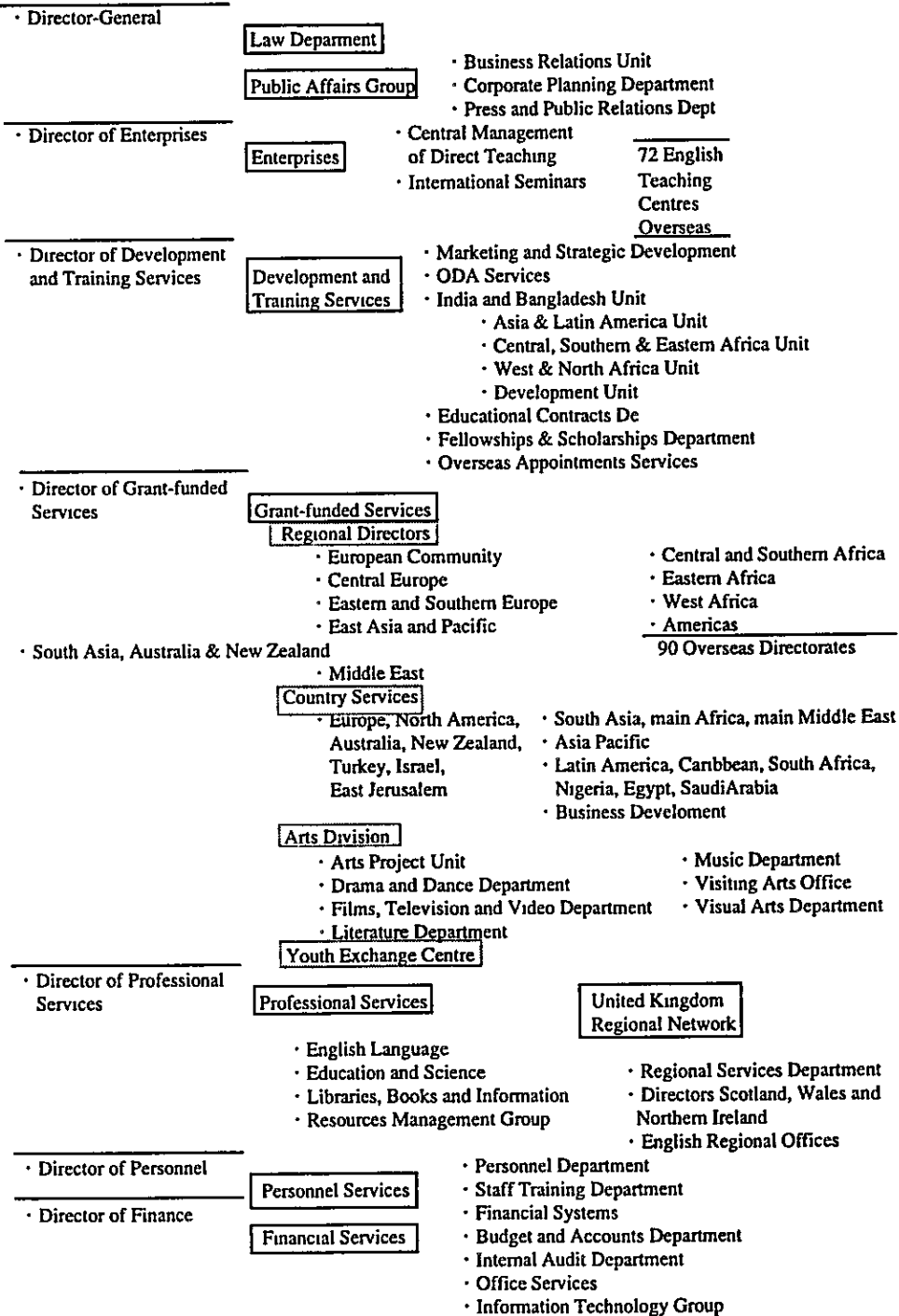
a. 組織図

b. 本部の機能と役割、権限、人員数

Corporate Structure (as of 1 Oct. 1993)

Board of Management

Advisory Committees



出典 : The British Council Annual Report and Accounts 1992/93

BCの要員数は次の通りとなっている。

ブリティッシュ・カウンシル要員数

本部			
職員数	(関係要員数)	3,135人	(約 200人)
その他	常勤/終身	2,885人	
	非常勤/期限付	約 250人	
海外			
職員数	(関係要員数)	3,403人	(約 300人)
その他	本部派遣正職員	310人	(行政・管理部門)
	語学教師等契約スタッフ	1,518人	(英国から派遣)
	ローカル・スタッフ	1,578人	
職員数合計 (関係要員数合計)		6,538人	(約 500人)

出典：「JICA英国事務所報告」(1993.6.30)

海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

現在109カ国 (以下参照)

総数6,200人の職員の内、1,200人が英国に、英語教師約1,500人を含む5,000人が海外のセンターに配置されている。

Albania	Czech Republic	Japan	Norway	Sudan
Algeria	Denmark	Jordan	Oman	Swaziland
Argentina	East Jerusalem	Kenya	Pakistan	Sweden
Australia	and Gaza	Korea	Peru	Syria
Austria	Ecuador	Kuwait	Philippines	Taiwan
Bahrain	Egypt	Latvia	Poland	Tanzania
Bangladesh	Estonia	Lebanon	Portugal	Thailand
Belgium	Ethiopia	Lesotho	Qatar	Trinidad and Tobago
Luxembourg	Finland	Lithuania	Rumania	Tunisia
Botswana	France	Malawi	Russia	Turkey
Brazil	Germany	Malaysia	Saudi Arabia	Uganda
Brunei	Ghana	Malta	Senegal	Ukraine
Bulgaria	Greece	Mauritius	Serbia	United Arab
Burma	Hong Kong	Mexico	Montenegro	Emirates
Cameroon	Hungary	Morocco	Sierra Leone	U.S.A
Canada	India	Mozambique	Singapore	Venezuela
Chile	Indonesia	Namibia	Slovakia	Yemen
China	Ireland	Nepal	Slovenia	Zambia
Colombia	Israel	Netherlands	South Africa	Zimbabwe
Croatia	Italy	New Zealand	Spain	
Cyprus	Jamaica	Nigeria	Sri Lanka	

出典：Development and Training Services 1993-94 (1994)

4. 過去3年間の実績

a. 国別援助額

b. セクター別援助額

BCは世界的規模のパートナーシップを築き、国際的な理解を深めるため、教育、研修、書籍、英語、芸術、科学、技術等の便宜供与を行い、協力の促進を図っている。それと同時に1992/93年のBC内部のリストラに見られるように、BCの資金の3分の1強がODAと外務・英連邦省から出ていることでも、従来の教育分野と共にODAのエージェントとして英国の援助プログラムの実施（特に人権、女性、環境等）に力を入れる方針を示している。

活動別予算（1995-96年）

(単位：百万ポンド)

GRANT-IN-ACTIVITY	
English Language, Science and Education	72.9
Library and Information Services	34.9
Scholarship and Visits	27.2
Area Events	26.4
Promoting Educational Goods and Services	23.4
Central Bureau	10.0
International Seminars	4.3
Fund for International Cooperation in Higher Education	4.3
Youth Exchange Center	3.4
NON-GRANT-IN-ACTIVITY	
ODA Technical Cooperation and Training	98.3
Direct Teaching English	55.1
International Clients	32.3
Examinations	19.2
Know-How Fund	16.8
Commonwealth Schools and Fellowship Plan	10.5
Total	439

出典：1996 *Departmental Report* (1996.3)

BCの活動地域および活動分野は以下の通りとなっている。

地域別・分野別活動の内訳

Expenditure by Region 1992/93 (estimate)	
Total expenditure: £408 million	
European Community	18%
Central Europe	6%
Eastern & Southern Europe	4%
East Asia & Pacific	16%
South Asia, Australia & New Zealand	16%
Middle East	8%
Central & Southern Africa	12%
Eastern Africa	6%
West Africa	6%
Americas	8%
Expenditure by activity 1992/93 (estimate)	
Total expenditure: £408 million	
Arts	5%
Libraries, books & information	12%
Science & education	16%
English Language	17%
Interchange of people	50%

出典：Annual Report and Accounts 1992/93 (1993)

ブリティッシュ・カウンシルの過去の実績例を以下に示す。

分野	プロジェクト名	国名	金額 (£1,000)
English language and book development	Library Development	Oman	700
Education	Andhra Pradesh Primary Education Project	India	32,000
Industry and training	Industrial Training	Turkey	6,000
Agriculture	Agricultural Education Programme	Philippines	331
Health	Orissa Health and Family Welfare Project	India	26,000
Environment	Conservation Education	India	517
Programme management and recruitment services	Teachers for Botswana Recruitment Scheme	Botswana	260
IT and Management Information Systems	Information Technology Projects	Czech Republic and Slovakia	2,200
Management and Social Sector	Employment Services	Rumania	740
Finance	Chancellor's Financial Sector Scheme	Former Soviet Union	5,700

出典：Development and Training Services 1993-94 (1994)

B. 外部機関との協調

1. 国際機関

- a. 指針
- b. B Cとの定期協議の有無
未調査

2. 他の二国間援助団体

- a. 指針
- b. B Cとの定期協議の有無
未調査

III. ODAにおける技術協力

A. プロジェクトのコンポーネント

B. プロジェクトサイクル

プロジェクトの承認のレベルはプロジェクトの規模により異なり、ODA内の各レベルで承認される。500万ポンド以上のプロポーザルは the Projects and Evaluation Committee (ODA内の上級管理スタッフとアドバイザースタッフから成る) によって検討され、2,000万ポンド以上のプロポーザルは、契約委員会 (Contract Committee) によって審査を受け、副長官 (Deputy Secretary) レベルで承認される。

出典：DONOR PROFILES (1994)

英国の援助案件は、英国大使館やODA海外事務所の日常業務を通して発掘され、それに従い、海外事務所はODA本部の担当官との検討を行い、実施案件を選定する。

次に各海外事務所の主な業務内容とその役割を挙げる。ただし、全ての海外事務所が以下の全ての機能を果たす訳ではない。

- ・ 援助政策の策定やCRPの起草
- ・ 援助の優先度を決定し、それらの関連分野の要請を支援
- ・ 援助プロジェクトおよびプログラムの発掘、審査、設計
- ・ 援助の合意等に関する交渉
- ・ ODA内外からの経済面・技術面の助言の調整
- ・ 要員のレビュー
- ・ Key Fact Sheets と技術協力トレーニングに関する準備と合意
- ・ プロポーザルを提出する予定の派遣専門家や英国企業に対する委託条件の準備
- ・ 案件の提出準備 (PEC用のものも含む) および援助プロジェクトの進捗状況のモニタリング
- ・ 国際援助機関のスタッフと情報の交換
- ・ 海外のドナーや援助対象国との援助活動の調整など

なお、各海外事務所は、管理スタッフ、援助専門家 (スペシャリスト) 及び現地の地域に関連した問題を扱うアドバイザー・グループが配置されている。

出典：「JICA英国事務所報告」 (1994)

発掘から決定

①案件発掘

援助対象国関係者と英国の大使館及びODA開発課（＝海外事務所）との間の日常の業務に関する接触等を通じ、当該国で特に支援の必要なセクターなどが明らかにされる。それをもとにP/I（Project Identification）のためのミッションが派遣され、実施可能な個別のプロジェクトが発掘される。ミッションによっては複数セクターを横断的に検討して数件の候補案件を発掘する。ODA地域局の当該国担当官（Project Manager）と海外事務所により、実施予定案件の絞り込みが行われる。予定案件については、F/SミッションかB/Dミッションが派遣される。これらのミッションには英国コンサルタント（ODA海外人材局によりプロポーザル方式で選ばれる）及びODAのセクター専門家が参加する。、F/S、B/Dミッション派遣後に案件が却下されるケースはまれである。なお援助案件の発掘・実施には、

1. Country Policy Review Paper
2. Aid Frame Work
3. Project Evaluation Committee Paper、の3つが基本的な枠組みとなる。

②援助対象国の要請と優先順位

援助実施については、案件発掘段階から援助対象国との緊密な協議を行っており、各案件については要請があるといえるが、特に正式な要請フォームがあるわけではない。また各援助の優先順位も、援助対象国関係者とODA海外事務所、ODA地域局の当該国担当官との間の協議を通じて決定される。

③案件の選定

基本的にODAが実施案件を選定しており、財政当局、議会などは特に関与していない。案件が2,000万ポンド（この調査以後に金額は改定されたと思われる）以上の場合、案件評価委員会（Project Evaluation Committee: PEC）の資料を財政当局に提示しているが、財政当局には拒否する権限はない。

④基本的合意文書

援助案件実施のため相手国政府との交換公文（Exchange of Notes: E/N）締結の最終決定は、案件規模に応じてPEC、ODA地域局など、各々のレベルで行われる。

出典：【主要先進国の無償援助】（1989）

実施

ODAは援助政策の立案から実施までの全過程に責任を有しているが、実際の援助の実施は、援助内容によって各実施機関（CA、BC、CDC等）に委ねられている。

評価

援助の事後評価はODAの評価部（専門官であるエコノミストと行政官により構成）によって行われているが、主として、①年間約20の評価案件の計画と実施、②評価結果

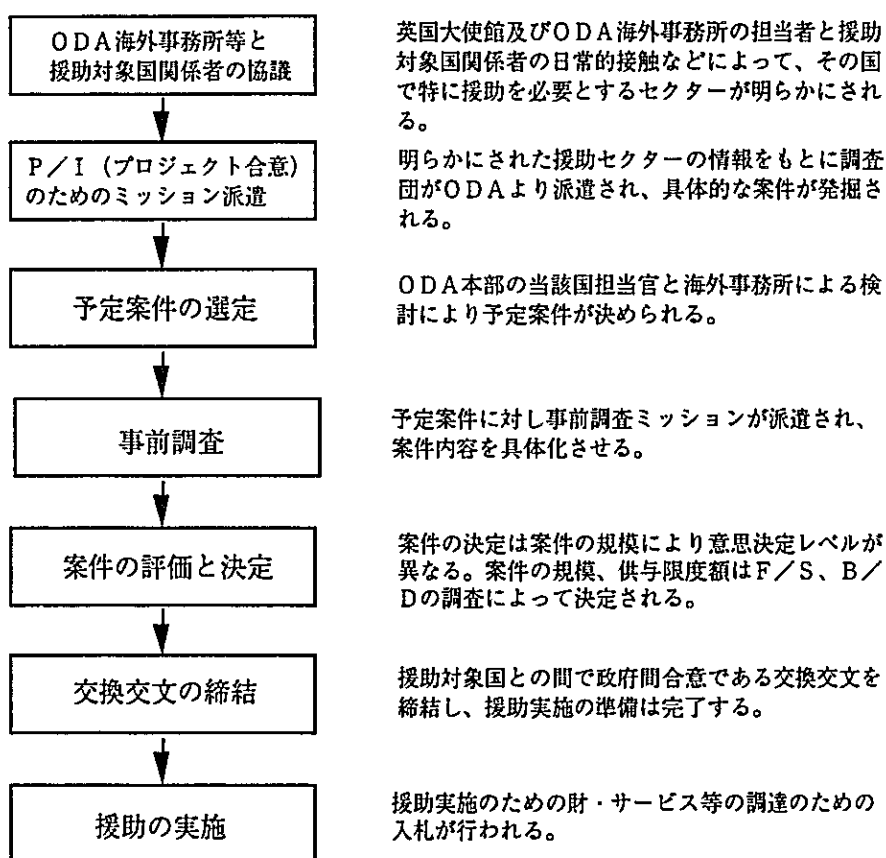
のフィードバック・プログラム作成、③他の援助機関の評価担当部局との連絡、の3つが業務の中心となっている。

ODAはフィードバックのための方策として以下の方法を実施している。

- ①EVSUMと呼ばれる評価報告書要旨を作成、地域デスクに配布
- ②PECにODAと他の援助機関（世銀、ADB等）の評価結果をブリーフィング
- ③ODAの内部執務要領を評価結果に基づき随時改訂
- ④セクター・マニュアルを作成、評価結果の集大成とする。
- ⑤受入国に対し評価業務への参加を求める（受入国へのフィードバック）等

出典：1993 Departmental Report (1993)

英国の援助案件の発掘から実施までのプロセス



出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

C プロジェクト運営監理手法

ODAの援助運営・管理には2種類の手法がある。1つは1991年に導入された"A Guide

to Aid Procedures" (GPA) であり、援助プロジェクトの各部分を管理する一般的原則を規定し、その管理について詳細なガイドラインを示している。2つ目は一連の"Financial Instructions" で、1986年に集大成されている。

援助を効果的にするために、プロジェクトは技術、経済、環境、社会及び制度面でのアセスメントが実施に先立って行われる。プロジェクトのフレームワークは初期の段階でODAが策定し、プロジェクト実施に先立って予め予想される結果、その実施方法及びそれに必要な条件、その根拠と要因等がマトリックスで明らかにされる。

また、援助の効果・効率・適正使用に関する政策には、次のものがある。

①援助の適正使用確保

援助対象国へ供与された施設・資機材の適正使用については、E/Nに適正使用条項があるのみで、特別の手段による担保措置はとっていない。使用者の確認については、ODAが随時モニタリングをしており、通常は最終使用者まで追跡調査を実施しているが、施設・機材の供与後の用途は援助対象国の責任であるとし、英国は援助対象国を信頼するという立場をとっている。ODAは案件の完了まで随時モニタリングしており、通常は最終使用者まで追跡調査している。

②援助の効果を高めるための措置

各プロジェクトの維持、監理、運営費などは、英国は基本的に援助対象国が負担すべきものと考えているが、例外的に負担するケースもある。例えば水道プロジェクトで相手国に水道料金の値上げを求める場合、値上げが定着するまで運営費用の一部を負担する。

プロジェクトの運営費用支援は財政援助に近く、援助国の丸抱えによる案件管理は望ましくないと考えており、特別の事情がない限り援助対象国が運営費用を負担できるとい見通しがなければ実施しないのが基本方針である。

この他、プロジェクトの終了後に、事業によって得られた内貨の積み立てを義務付けるケースがある。食糧援助については売却して得た内貨を積み立てる義務を課している。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

ODAの活動についてのアプレイザル、モニタリング、レビュー、終了報告等は、ODAの予算を持っている各部の責任のもとで実施される。1988年4月から、ODAは全ての二国間援助活動の予算執行が完了後に、一定のフォーマットに記入するという新たなシステムでプロジェクト終了報告書を作成することとなった。これにはプロジェクト終了後の状態と、その実施により何が達成されたか等が含まれるが、ODAはプロジェクトの対象と、その達成度の測定方法により注意を払っているため、終了報告書では4段階で成否を記入する。

出典：Guidelines for the Preparation of Evaluation Studies (1988.5)

ODAにおける評価

ODAではプロジェクトの最後に行う評価 (evaluation) を "ex-post study" と呼んでおり、特にプロジェクトのインパクトに重点を置いている点で、モニタリング、レビュー、プロジェクト終了時 (completion) スタディと区別されている。従って評価は、予算執行 (資金協力) が終了してから、インパクトが現れる数年後に実施される。ただし継続中のプロジェクトでも一定の時期に研究活動として実施されることもある。

評価は特定の個人や機関を対象とはせず、活動の成否に関わる要素を調査し、援助活動の改善のための教訓を得るために行う。評価はプロジェクトのインパクトや便益だけでなく、ODA内部の業務課題も対象とするため、評価者にはプロジェクト実施時のODAの業務実施システムとその後の業務改善状況の両方に詳しいことが期待される。

ODAの評価部 (evaluation department) は通常の評価の後に "ex-post evaluation" を実施し、各部の評価活動を補完すると共に、クロスカッティング・イシュー、貧困層・女性・環境へのインパクト等を取り上げる (出典のAnnex 2を参照)。この評価対象プロジェクトは、ODA内各部の申請により上級管理職の評価委員会 (Project and Evaluation Committee: PEC) によって承認される。評価内容はプロジェクト、その他資金協力、技術協力、ODAの業務等であり、通常はODA職員と外部関係者 (途上国を含む) からなる混成チームで実施される。

出典 : *Guidelines for the Preparation of Evaluation Studies* (1988.5)

評価の実施

外部評価者との契約書は、イースト・キルブライドにあるODA海外人材部 (Overseas Manpower Department) によって発行される。評価は直接的には評価部担当者の責任下にある。評価部担当者は外部評価者を選定し、最終報告書において評価TORの内容とODAが要求する質を充たすことを求める。外部評価者はODA評価部のメンバーと共に作業する場合と、評価部は事務のみ行い評価者が独立して作業する場合がある。

①比較分析

評価にあたっては目標に対してプロジェクトがどう貢献したか、どのような影響を与えたかを明確化する。従って、理想的には評価は "with and without" 分析を基本的として行われるべきであるが、多くのプロジェクトは評価を想定して実施されていないため、プロジェクト実施前の基本データ (base-line data) または管理データ (control data) が収集されていない。そこで評価チームは可能な限りプロジェクト開始前の時点に遡って、特定のターゲット・グループに与えたインパクト等、対象の変化を明確にしなければならない ("before and after" 分析)。評価チームは before and after 分析が with and without 分析の枠組みで表現されるように、プロジェクト以外で変化をもたらした要因を明確にするべきである。

②データ

ハードデータの不足は、しばしばインタビューなどによる主観的なデータの収集を必要とする。主観に基づく限り信頼性が劣るため、報告書にはどのように情報を入手した

かを明記し、質問票やインタビューのデザイン、サンプル等を添付すべきである。

③ 確証とファインディング

評価者の経験や立場は、時として報告書の結論部分にウェイトを占めるが、できる限り証拠に基づくものでなければならない。評価報告書はODA内の批判的なスタンスを期待する人に向けて作成されるため、根拠の無い意見ではほとんどインパクトを与えないばかりか、情報の妥当性等に疑問を抱かせることになる。できるだけ生のデータから導かれる結論が望まれる。評価者の提言は報告書とは別に作成する。

評価報告書

評価報告書は基本的に評価者の執筆により、ODA評価部のコメントを反映させながら修正する。最終報告書は評価部によりODA内の関係者にカバーノートと共に配布される。報告書はPECによって精査され、更なる措置として何が必要かを決定される。

評価報告書はODAのために作成されるため、それらをどう扱うかはODAのみが決定する。報告書自体はその執筆者に属するが、途上国との合同評価を除き、全て部外秘として扱われる。内容は精査されほとんどの場合公表され、出版される。

出典：Guidelines for the Preparation of Evaluation Studies (1988.5)

D 専門家等の援助要員

1 要員養成について

a ODAの援助要員養成システム

援助要員に関する研修プログラムには、次のものがある。

① 専門家やボランティアに対する派遣前研修 (pre-departure training)

ODAは技術協力員など専門家に対する派遣前研修を行っているが、対象はキャリアを確立している専門家なので、一週間程度のブリーフィングとオリエンテーションが、サリーのファーンハム・キャッスルにある国際ブリーフィング・センター (Center for International Briefing) で行われる。語学研修は、派遣先が英語圏が多いため希である。

② ODAおよび大学で実施されている専門家養成のための研修

・ 準専門家研修計画 (Associate Professional Officers Scheme: APOS)

開発援助分野に携わる人材の養成においては、サセックス大学開発研究所が中心的な研修機関としての役割を果たしているほか、ODAがNGO人材確保の一環として、APOSを実施している。これは海外の開発プロジェクトに従事する若い専門家の養成と、海外からの広範なニーズに対応できる経験豊富な専門家の提供といった、いわば人材のプールを創り上げるための奨学制度である。研修生の専門分野と必要性に応じて、英国内の30以上の大学・研究所でこの制度に基づく大学院レベル (主として修士号) のアカ

デミック・トレーニングが実施され、更に海外のODA派遣専門家の指導の下で、12～24ヵ月の実地研修が実施される。

なお、養成の対象になる主要な専門職は次の通りである。

Agriculturalist, Agricultural Economist, Agricultural Engineer, Animal Health & Production Specialist, Co-operatives & Related Institutions Specialist, Fisheries Officer, Forester, Health Professional, Highway Engineer, Human Nutritionist, Physical Planner, Population Specialist, Social Development Specialist, Veterinary Medicine, Water & Irrigation Engineer

・在職研修制度 (In-Service Training Scheme: I S T S)

これは、ODAが専門家の専門分野技術のレベルを維持するために実施している。原則として、45歳以下かつODAへの勤務が4年以上のスタッフに機会が与えられる。トレーニング内容は、各自の将来の海外派遣業務に関連し、また開発プログラムに貢献するものが求められる。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

・教育開発計画 (Education Development Scheme: E D S)

教育分野に焦点を絞り、ODAの開発プログラムに貢献できる経験と専門技術を深めるために、調査研究の機会を提供するスキームである。EDSは、すでにODAの開発プロジェクトに従事している者に限定されず、これから開発活動を目指す者の育成の機会として、重要性を持っている。

出典：「JICA英国事務所報告」(1994)

b. ODA以外の養成機関と養成システム

英国では開発教育に力が入られ、一般市民の南北問題への啓蒙に大きな役割を果たしている。サセックス大学の開発研究所に代表されるように、多くの大学に開発問題関連のコースが開設されており、大学院レベルの研究が進められている他、公務員、研究者、実務者を対象とする開発問題についての短期研究セミナーが開講されている。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

以下に専門教育の内容と実施機関の例を示す。

専門分野別教育実施機関

分 野	内 容	大 学 名
農業全般	熱帯農業開発	レディング大学
	熱帯環境／農学（修士課程）	ニューカッスル大学
農業経済学	農業経済学	イースト・アングリア大学
漁業	養殖／漁業経営（修士課程）	スターリング大学
農業土木	灌漑エンジニアリング（修士課程）	シルソー大学
園芸	園芸／作物学	ロンドン大学
協同組合	協同組合教育／訓練(Diploma)	ローボロー工科大学
保健	公衆衛生（修士課程）	ダーンディ大学
	臨床熱帯医学（修士課程）	リバプール大学
都市計画	都市／地域計画（修士課程）	ヘリオット・ワット大学
人口学	人口調査（修士課程）	エクセター大学
社会学／社会人類学	開発人類学	サセックス大学

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

VSOではボランティアに対して、活動内容の確認、簿記、事務処理、実地指導方法等についての1～2週間程度の派遣前研修と、赴任後に現地語、国別事情等の現地研修（in-country training）が行われている。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

以上のほか英国で実施されている研修プログラムには以下のようなものがある。

- ・技術協力研修計画（Technical Cooperation Training Programme: T C T P）
- ・英連邦奨学金及び研究員支給金計画（Commonwealth Scholarship and Fellowship Plan: C S F P）
- ・分担奨学金計画（Shared Scholarship Scheme）
- ・中英友好奨学金計画（Sino-British Friendship Scholarship Scheme）
- ・英国文化協会研究員支給金計画（British Council's Fellowships Programme）
- ・外務省奨学金資格授与計画（Foreign and Commonwealth Office Scholarships and Awards Scheme）
- ・海外研究生資格授与計画（Overseas Research Students Award Scheme）
- ・英領学資支援計画（Country/Territory Support Scheme）
- ・王立中国科学者支給金計画（Royal Fellowship Scheme for Chinese Scientists）
- ・英連邦ナッソー奨学金（Commonwealth Nassau Fellowships）
- ・南アフリカ英国人学生奨学金（British Under Graduate Fellowships for South Africa）
- ・難民学生世界大学援助事業（The World University Service Assistance for Refugee Students）

出典：Associate Professional Officers Scheme（1992）

2. 専門家及び職員の安全対策

a. 組織として緊急時の対応方法

b. 緊急時に対応する部署

c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況

安全対策の予算はないが、最寄りの大使館か在外公館にてアドバイスを受けることができる。英国の海外援助プログラムにより現地で作業する専門家の中で、TCO (Technical Cooperation Officer) は、現地の英国政府の代表であるRepresentativeから住居の確保、引っ越し等の手伝いを受けることができる。Supplement Officerは関係するローカル政府の当局から援助を受けることができる。

英国の In-house adviser はプロジェクトで発生する技術的な問題に対処する体制であるし、PSE (Personal Services Executive) は契約や雇用状況に関する質問等に応じている。

出典：The ODA Guide to Working Overseas for the Aid Programme

3. 専門家及び職員の福利厚生

a. 現地派遣時の保険加入システム

b. 現地における医療サービス

c. 現地派遣期間中の休暇制度

d. 現地で得られる特権(免税等)

e. 現地派遣期間終了後の保障制度

医療サービスは、援助対象国負担を原則とする。しかし援助対象国がこのようなサービスを行わない場合、または専門家の勤務場所に適当な医療サービス機関が存在しない場合は外交官がその地域で受けている医療サービスを利用することができる。緊急医療システムとしては、英国もしくは最寄りの医療施設のある国へ緊急輸送する体制をとっている。

保険制度では、専門家が海外において業務遂行中に災害を被った場合の特別の補償措置は講じられていない。公務員の公務死亡の場合は「公務員年金制度」に則って所定の寡婦年金その他遺族年金、年収相当額に25%上積みした一時金が支払われる。公的資金の利用はもともと専門家を制限付きの任用として永久雇用とは一線を画していることと、専門家が自ら公的年金加入者である場合、それを継続することが可能であることから、ODAは直接的には保険の責任を負わない事になっている。また、CA派遣の専門家の業務中災害に関しては一定の限度額で支払われる保険にCAが加入している。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

その他の保証としては、航空運賃、海外での生活費、本国に残る子供の寮生活費、現地に赴かない18歳以下の子供と配偶者へ1年3回までの航空運賃、毎年プロジェクトから

の数日間の休暇、疾病等非常時における移動等がある。

出典：Working for Development

任務遂行が適切に行われた場合、名前がデータに登録される。もし適当なポジションが契約終了の6ヵ月以内であれば、仕事が紹介される。また他の雇用先にもレファレンスを提供することもある。

出典：Working for Development

4. 専門家のリクルードシステム、雇用条件、契約方式、待遇

a. 自国の専門家

b. 相手国専門家

ODAによって派遣される専門家は、雇用の形態によって以下のように分類される。

短期契約雇用

① ODAとの直接契約に基づく技術協力員 (Technical Cooperation Officer)

契約期間中 (2~3年) の身分は公務員となる。

② 援助対象国任命専門家 (Supplementary Officer)

外国政府などに雇用されているが、ODAから給与の一部をうける専門家であり、英連邦諸国を中心にかなり多い。

③ ODAとNGOとの契約に基づき派遣されるボランティア

④ マンパワー・センター計画 (Manpower Centre Scheme) に基づく専門家

ODAがその専門知識・技能を man-month ベースで契約し、大学・研究機関における専門家の養成経費を負担する見返りに、短期専門家として援助に参加してもらうというもので1987年に発足した。

長期契約雇用

専門家集団 (Corps of Specialists)

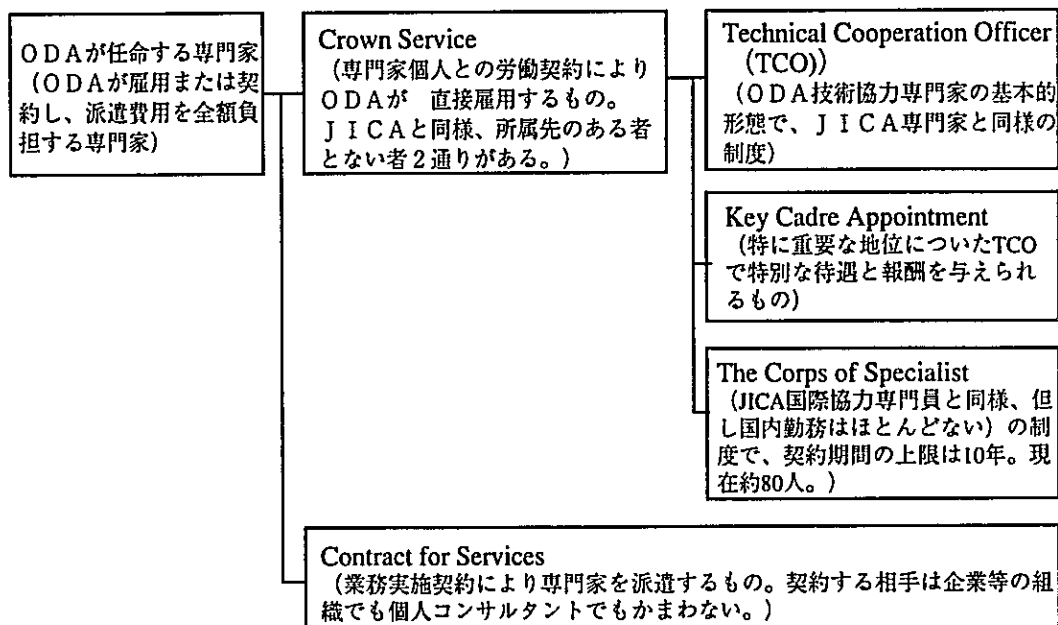
主として、天然資源分野の専門家であり、多くはエンジニアである。ODAとは10年契約を結び、いつでも要請に応じられる (on call) ように専門家プールを構成している。近年は英国内で計画・デザイン分野を中心にコンサルティング企業への派遣が増えている。

英国では、サッチャー政権の登場後、小さな政府が強調され、援助事業にも民間の参加が多くなり、本来政府に責任のある援助要員・協力人材の養成が民間まかせになりつつある。この結果、専門家の派遣要請に応じて通常の労働市場から既存のエキスパートの供給を仰ぐこととなっている。また同様にサッチャー政権によって、民間企業と並ぶ主要な人材供給源である大学の予算が削減されたため、近年は大学側が従来ほど専門家派遣事業には積極的ではなく、所属先補填を求め出している。ボランティアのVSOは

応募者も多く、量的には人材確保にさほどの問題はないが、質的には多くの課題が見られる。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

英国ODAにおける専門家の基本的形態は次の通りである。



出典：「JICA英国事務所報告」（1993.6.25）

1991/92年度のODAにおける専門家の実績

区 分	人 数	業務のタイプ	
①長期・常勤的専門家 (The Corps of Specialists)	80	国際協力専門員と同様だが、勤務地は主に海外。契約期間は10年が上限。	
②個別案件ベース専門家等 a.直接契約 (Technical Cooperation Officer: TCO) b.現地採用	631 (5,800万ポンド) (注1)	現地での技術指導、プロジェクト・マネジement・リーダーになる場合もある。	
③コンサル派遣専門家 (Contract for Services)	638 (7,300万ポンド)		
④その他	給与一部補填 専門家 (注2)	532 (2,300万ポンド)	現地での技術指導及びプロジェクト要員としての役務提供。

注1：個々のプロジェクト毎なら各事業部において把握可能だが、ODAでは特に集計はしていない。

注2：途上国側が雇用した専門家に対し、ODAが一部経費を負担しているもの。

出典：「JICA英国事務所報告」（1993.6.25）

また、外部関係職員の活用状況等の概要は次の通り。

サイクル	担当主体	関与する外部機関等	外部機関の業務の概要 援助機関職員の業務との関係等		
国別援助政策等*の企画・立案	本部及び海外事務所	なし	—		
個別案件発掘・形成	〃	一部コンサル	プロ形調査への参加、報告書ドラフトの作成職員、指導・監督		
案件審査	〃	〃	審査必要情報の収集・監査用資料の作成職員、審査報告書のとりまとめ		
協力決定	〃	なし	—		
アグリーメント等締結（含文書作成）	〃	なし	—		
実施委託契約等（含文書作成）	本部	一部CA、コンサル	資機材調達面での委託契約書準備職員：契約書案審査・締結		
プロジェクト等実施	資金協力	本部	CA	ODAと対象プロジェクトの間での支出手続き及び送金業務の実施	
	技術協力	専門家派遣	〃	一部コンサル	—
		機材供与	〃	CA	プロジェクトサイトからの資機材の仕様決定を受けての購送業務
		研修	〃	BC、大学等	研修員選考基準の決定、受入プログラム作成、受入手続
運営管理	本部及び海外事務所	一部コンサル	一括委託された場合、技術移転計画の作成、専門家リクルート、資機材仕様の詰め等		
モニタリング	本部及び海外事務所	なし	—		
評価	〃	個別案件発掘	形成と同様		

* ODAの海外事務所は200万ポンド以内の案件であれば自らの権限で案件決定ができ、所管地域について国別援助政策を立案する権限も与えられている。

出典：「JICA英国事務所報告」（1993.6.25）

ODAの海外人材部局（Overseas Appointment and Contracts Department: OACD）は、ODAのコサルタント契約のため、次のデータベース化された登録システムを持っている。

①The Consultants' Index（CONIND）

コンサルタント会社の詳細記録

②The Register of Available Personnel（RAP）

長期契約者と短期コンサルタントのための人材登録

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

ODAと直接雇用契約を結ぶ技術協力員の場合は、通常、技術顧問（professional advisers）が選定した候補者の中から任命され、多くは何度も派遣されている専門家である。しかし、全ての専門家がODAとの直接契約に基づくものではなく、コンサルティング企業、大学、その他の関連機関を通じて派遣される専門家も多い。コンサルティング企業による海外業務への参加は、通常競争入札によって行われる。

援助における派遣専門家の採用基準は、通常ODAが途上国から専門家の派遣要請を受けた場合、まず人材登録データベースを検索し、適任者を選び出す。適任者がいない場合は新聞、業界紙などを通じた募集広告を出す。まれにODA海外人材部局の担当者が国内の大学に赴き、研究者や学生を勧誘する場合がある。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

NGOにおける人材の確保状況は組織毎にかなり相違が見られるが、独自の援助プロジェクトを持たず、基本的には資金援助機関であるOXFAMの場合は、できるだけ現地の人材や資源を活用するという方針から、英国のOXFAM本部（オックスフォード）から派遣する海外要員は極少数であり、また海外在住の英国人専門家の雇用も減少させている。このためOXFAMの海外事務所スタッフの80%以上が現地雇用となっている。

またボランティア派遣事業を行うVSOでは、開発援助に関する広報活動、募金活動（fund raising）とともにボランティアのリクルートに関しても活発なキャンペーンを展開しており、募集活動は新聞への広告、大学での勧誘活動のみならず、ブリティッシュ・ベトロリアム社から寄贈されたバスによる全国各地への巡回広報活動も行われている。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

c. 第三国専門家

英国は専門家派遣を雇用対策の一環としてとらえているので、原則的には英国人に限定している。外国人スタッフの活用については、開発調査等に参加することが認められている。その場合の派遣方法・待遇等は全く英国人専門家と同等の取り扱いを行っている。

外国コンサルティング企業の活用については、特別な技術を要するような場合に下請けとして利用することはあるが、調査等では活用しておらず、今後もその予定はない。ただし、ローカル・コンサルタントの場合は、ローカルな知識がコンサルタント業務の成果をアップすることに役立つことから、調査等で活用されており、今後更に利用増加が予想されている。

援助対象国が雇用する専門家の給与等を英国が補助する制度には、次のものがある。これらは植民地時代に英国が送り込んでいた人員（専門能力）を、援助対象国が現在も必要としている場合に、援助対象国とのコスト・シェアリングでその雇用を維持しようという性格のものである。

①Overseas Service Aid Scheme (O S A S)

援助対象国の政府組織で雇用されている外国人専門家に対し、英国と当該援助対象国との間のO S A S協定により給与の一部及びその他必要経費をO D Aが負担する制度で、対象は英連邦諸国である。

②British Expatriates Supplementation Scheme (B E S S)

O S A Sと同様の制度だが、B E S SはO S A Sと異なり半官の公共組織または大学等の公共的性格の強い民間組織を対象とするもの。

③UK/Zimbabwe Manpower Scheme

英国とジンバブエのO S A S・B E S Sと同様の目的の制度。ただし、英国側の負担内容がO S A S・B E S Sとは異なる。

④Local Supplementation Scheme

特定国の特定プロジェクトを、援助対象国のイニシアティブを尊重しつつ資金的に支援するスキームで、その中で援助対象国が専門家を雇用した場合O D A専門家としてカウントする。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

「先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査（ヨーロッパ班）報告書」（1988）

「J I C A英国事務所報告」（1994.1.7）

なお、ODA派遣専門家の適格条件及び活用実績は以下のとおりである。

専門家の適格条件等と第三国専門家活用実績表

専門家の基本分類	ODA任命専門家		援助対象国任命専門家
	Crown Service	Contracts for Services	
国籍等 適格条件	英国又はEC諸国国籍所有者 あるいは英連邦諸国国籍所有者で、英国労働権及び永住権を有している者(但し、海外で雇用する場合、ODAの局長の許可を得て例外的に他国籍所有者の活用が可能)、また業務遂行に十分な英語力を有している者。 なおODAの基本法令には国籍条件が明記されている訳ではなく、上記の条件はODAの内部規程	次の3条件を満たす者。 ①本国が英国または当該受益国に存在し、営業実績を有していること。 ②英国籍人又は当該受益国人により、企業経営が実質支配されていること。 ③契約に基づき従事するスタッフの大半が英国籍又は当該受益国人であること (92年11月の先進国コソボ契約調査結果)	Crown Serviceの場合と同様
基本的 契約関係	ODAと専門家個人との労働契約(本部雇用者は英国国内法、在外雇用者は現地国内法に基づく契約)	ODAと企業等との業務実施契約	相手国と専門家個人との労働契約で、英国と援助対象国との間の協定と相手国国内法に基づく。ODAからは専門家に対し、ODAが負担する給与等を明記したLetter of Intentが発給される。なお、雇用に関する実務はCrown Agentが相手国政府との契約に基づき代行するケースが多い
報酬・対価の 設定及び 支払方法	本部雇用者は英国公務員の給与体系に準じつつ、海外経験、専門の能力等を加味し決定する。手当の内容はJICA専門員とほぼ同じ。在外雇用専門家は現地基準に基づく	当該業務に従事する要員の直接人件費と間接経費を契約地(ODA本部か海外事務所か)の事情に応じ査定し、対価を決定。契約相手企業等に支払う	報酬は英国で同様の業務についての場合の給与相当額を基準に設定され、それに子女教育手当、医療費等がODA負担で加算される
基本的特権・ 免除	本部雇用者については第三国専門家も含めJICA専門家と同様	JICA短期専門家に与えられるものと同様	英国と援助対象国との間の協定に記載している特権・免除
派遣期間 (4ヶ月が長・ 短の基準)	長期・短期ともあり得るが、長期の方が多い	長期もあり得るが、高コストであることと業務内容が特定化しにくいことから非常にまれ	長期が大部分

専門家の基本分類	ODA任命専門家		援助対象国任命専門家
	Crown Service	Contracts for services	
人数実績 (第三国専門家)	91/92年度 631 (0) 人 ※この数字には継続専門家を含む。また海外で雇用された専門家数は含まれない。 ※93年度は第三国専門家として2人を検討中。	91/92年度 638 (調査中) 人 ※同左。またこの数字には技術協力としてのF/S、施工管理も含む。	91/92年度 合計532 (2) 人
リクルート実施部署と専門家の扱いの違い等	<p>ODAが任命する第三国の専門家の採用は、Crown Service の場合もContract for Service の場合もODAの本部で決定される。ただし、Crown Service の場合、極めて稀なケースとして海外事務所によって現地在住の専門家が採用されることがあり、労働契約は現地の国内法に基づいて行われる。また、報酬及び特権免除も英国からの派遣専門家の基準は適用されず、契約期間は4ヵ月以内となっている。なお、このようなケースによる雇用の実績数は不明である。</p> <p>Contract for Serviceによる第三国専門家の雇用を海外事務所が決定することができる。ただし、独自の判断で契約できるのは1件25,000ポンド以内に限られる。なお、ODA本部ではこのようなケースの実績の把握は困難である。</p> <p>現地プロジェクト・オフィスが、Crown Service の第三国専門家を雇用することは認められないが、Contract for Services による雇用は可能である。ただし、本部への申請手続きが必要である。</p>		
備考	<p>専門家の国籍が英国以外に開放されたのはEC諸国に対し92年5月、英連邦諸国に対し92年7月。従って、91、92年度の第三国専門家の実績はない。</p> <p>現在第三国専門家候補として検討されているのはカリブ諸国の農業案件にフランス人1名と中南米の森林案件にベネズエラ人1名。</p>	<p>現在のところ契約企業は英国企業がほとんど。現地で契約する場合でも多くの国には英国企業の出先があり、そこで契約することが多い。</p>	<p>第三国専門家実績として計上している2人は、ソロモンにおける教育振興のためのLSSプロジェクトで雇用されたオーストラリア人教師。</p>

出典：「JICA英国事務所報告」(1994.1.7)

1991/92年度ODA任命専門家のうち、クラウン・サービス（専門家個人との労働契約によりODAが直接雇用するもの）の第三国専門家の人数実績は631人、「Contract for Services」（業務実施契約により専門家を派遣するもの）は638人である（在外で雇用された専門家数は含まれない）。援助対象国任命専門家の実績は532人である。

出典：「JICA英国事務所報告」(1994.1.7)

E. 資機材調達時の入札方式、調達条件

未調査

IV. 援助調査研究

A. ODA内の調査研究部門

1. 部署名、スタッフ数

2. 研究分野と開発活動

未調査

B. 国内の主要援助研究機関の概要

1. 機関名、所在地、スタッフ数

2. 各機関の研究分野と開発活動

3. 研究機関とODAとの関係

①The Natural Resources Institute (NRI)

1990年にODAの3つの研究機関(The Tropical Products Institute、the Centre for Overseas Pest Research 及びthe Land Resources Development Centre)が1つになって設立されたものである。第1次産業の運営面において、調査、助言、コンサルティング等を、ODA本部の各部やEC、世銀などの国際機関を対象に契約ベースで実施している。途上国との共同研究も実施しているが、ODAが資金を全額負担することが多く、その場合には研究成果もODAに帰属する。

NRIの目的は、科学・技術的方法を通じて、途上国における生産性向上と、再生可能資源の持続可能な利用を図ることにより、開発途上国の貧困と諸問題を軽減することである。なおNRIのサービスは目的によって以下の主な分野に分かれている。

1. 土地、水資源のアセスメント (Resource Assessment and Faring Systems)
2. 統合的な害虫管理、穀物及び動物の加工、保存、マーケティング分野の応用研究 (Integrated Pest Management, Food Science and Crop Utilization)
3. パイロット・ケースの開発プロジェクト
4. 開発プロジェクトの環境アセスメント

NRIは、他の研究機関と国際的な連携も推進しており、1992年5月に設置された "the European Consortium for Agricultural Research in the Tropics" で、フランス、オランダ、ポルトガルのパートナー機関との協力の基盤を作るなど主導的な役割を担っている。なお、1996年5月1日からNRIの所有権はグリニッジ大学へ移行した。これは公共セクター研究機関の大学セクターへの最初の民営化であり、これにより資金の有効活用が期待

される。

所在地

Natural Resources Institute
Central Avenue, Chatham Maritime,
Chatham, Kent ME4 4TB.
Telephone: + 44 - (0) - 634 - 880088
Facsimile: + 44 - (0) - 634 - 880066

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）
ODA News Release (1996.5.1)

②その他の機関

ODAから資金援助を受けながら、開発援助関係の研究、調査活動を行っている機関には、サセックス大学の開発研究所（Institute of Development Studies: IDA）とロンドンの海外開発研究所（Overseas Development Institute: ODI）がある。同様に約30の科学、技術分野の機関がODAの援助を受けており、その中に The Agricultural Food Research Council Institute of Engineering Research（AFRC/IER）や The Oxford Forestry Institute（OFI）等がある。現在100以上の大学や研究所が開発援助業務に携わる人材の養成・訓練と援助政策や開発研究に従事している。

英国では途上国に係る研究テーマを審査し、研究費（cash grant）を英国人研究者に与えている他、大学、研究機関、コンサルタント等への委託研究も実施している。サッチャー政権以後、政府による大学予算の削減が行われたため、近年大学側は専門家派遣事業にあまり積極的ではないものの、依然として協力人材・援助要員の養成面で大きな役割を果たしている。ODA自体は短期の派遣前研修以外はフォーマルな研修制度を持たず、専門能力と経験をもつ既存の専門家を採用しているため、本来の意味での専門家の養成は外部に依存している。

また、ODAは開発途上国と移行期にある国での技術開発と研究（TDR）プログラムを支援している。TDRの経済と社会、自然資源と環境、エンジニアリング、保健と人口、教育の5つの戦略分野は、ODAのシニア・マネージメントにより3年ごとに検討され、ODA長官により承認される。1994/95年の支出額は、およそ7千ポンドであった。戦略の合意のもとに契約が行われる。5百万ポンド以上の契約はPEC（Project Evaluation Committee）を通してODA長官へ提出される。

出典：Fundamental Expenditure Review (1995.7)

V. 新規課題／地球的課題への対応

A. 新規援助課題全般に関する方針

貧困、環境、WID、民主化、教育、人口、エイズ等は新規援助としての認識はなく、BHNの一環として重要視されている。

出典：「JICA英国事務所報告」（1996.6.11）

B. 各イシューに対する取り組みと戦略

教育

教育分野の援助で、ODAは識字教育、ノンフォーマル教育を含む初等教育、同様に男女間、その他の格差改善を重視するアプローチを推進している。そのため、他のドナーとの協調のもとに、教育マネジメントとプランニングに力を注ぐ方針である。ODAの教育援助アプローチは、援助国の主要なセクターニーズと障害、他のドナーの活動、英国援助の優越性を考慮した国別戦略として解釈されている。

援助の重点は、効率化（初等教育でのドロップアウト、留年の減少等）を促進する質的改善、恵まれない子供へのアクセスの拡大、少年／少女への公平なアクセスの推進にある。質と公平さを改善するためのターゲットは、教育プランニングとマネジメント、教師への研修、教師の監督、試験と評価、カリキュラム開発、教科書／教材の供与等である。

ODAは、教育分野でのドナー間調整を推進する方向である。それにより各国における援助の効果を最大限にすることができると考えられる。ODAの教育局は、近年その研究プロジェクトを拡大している。英国の大学等による研究活動の推進の他に、英国と途上国の関係強化、国内のキャパシティー強化の目的で、途上国のパートナー機関との協力等を行っている。

教育分野の研究活動は、次の3つに区別される。

- (1) ODAの政策方針の決定、ODA及び他のドナーの一般的な問題解決
- (2) それに続く可能性のある包括的プロジェクト
- (3) 二国間プロジェクトの一部をなすもの

ODAの教育アドバイザーは、ベースライン・スタディーを推進することにより、ODAのキャパシティー評価を行っている。さらに、プロジェクト持続性とスピノフに関する研究、教育アドバイザーの専門分野に基づいた多数のポジションペーパーの作成を行っている。

出典：*AID to Education in the 90's* (1994)

貧困

貧困の軽減は、英国援助プログラムの中核をなすものである。1991年、ガイドライン "Aid and Poverty Reduction" が出されている。ODAのアプローチは低所得国へ援助を優先するものであるが、援助を供与すること自体を貧困軽減プログラムとは考えていない。ODAの方針は誰が貧困であるか、なぜ貧しいかといった研究活動、さらに貧困層に対する政府政策に影響を与え、資金投入の目標設定をすることによって貧困軽減を図るために、他のドナーとの協調による状況に応じた戦略を形成することを考慮している。

英国援助の5分の4は、幅広い経済成長支援として、一人あたりの年間収入が750ドル以下の国へ配分される。収入獲得の機会創出及び教育、保健医療等の基本セクターへの援助を通して、貧困軽減のための協力を直接行っている。また、前述のNRIも開発途上国の貧困層が生計を依存している天然資源の生産力向上に貢献することによって貧困軽減のための協力を行っている。

出典：*Development Co-operation Review Series* (1994)

DONOR PROFILES (1994)

環境

ODAでは開発プロジェクトが環境に与える影響を評価しており、1989年には全職員向けの環境評価マニュアルを導入した。ODAのNatural Resources Divisionでは、環境や天然資源問題の政策や調査方法を監督しており、アドバイザーが環境政策の形成やプロジェクト・マネージャーの技術的アドバイスを与えている。また環境問題に関する政策、合意、他の諸活動も各種国際機関、NGOと共に行っている。

NRIは、持続可能な農業システム、環境に適した害虫駆除技術などを通し、開発途上国の環境問題の協力を直接関わっている。また、ブリティッシュ・カウンシルは、ODAの贈与による資金で、環境教育・トレーニング、森林保全、水資源コントロール、土壌汚染、世界規模の環境破壊に対するイニシアティブのプログラムを支援している。

出典：*Action for the Environment* (1992)

持続可能な発展を促進することは英国の援助プログラムの基本的目標である。ODAは個々の開発プロジェクトが環境に与える影響を推測している。また多くのプロジェクトは、森林破壊、土壌流失、水質汚染等の特定の環境問題に取り組むために実施されている。

世界規模での環境問題の重要性を認識し、英国は環境イシューの援助プログラムに対して、他の援助プログラムとは別枠の予算、"Global Environmental Assistance" (GEA) Programmeを持っている。これは、ODAが管理する3つの対外援助プログラムの1つであり、世界環境に利する開発途上国での活動に対し資金援助を行うものである。ただし、

該当国の国益のための援助は行わない。G E Aの主な活動は、(1) 気候変動、生物多様性保護に関する国家戦略の確立を支援、(2) モントリオール協定基金のもとでのプロジェクト支援、(3) Global Environmental Facility への貢献となっている。

ODAは、環境援助に関し以下の分野でイニシアティブをとっている。

a) 気候変化

b) オゾン層破壊

c) 生物多様性

d) 森林保護

e) 貧困と環境

英国の目標は、

- (1) 環境破壊を進行させずに貧困を軽減する開発プロジェクトを形成する。
- (2) さらなる貧困を生み出すことなく環境を保護する、ことである。

この目標のために英国は以下の手段をとっている。

- (1) 経済成長を支援する。
- (2) 開発途上国における、適切な政策と責任ある行政、あるいは良い統治を育てる。
- (3) 地域の人々の参加を促進する。

f) 健康と人口

g) 都市の成長

英国の援助は次の活動に基づいている。

- (1) 適切な政策決定とモニタリング
- (2) 環境計画とマネージメント
- (3) 組織体制改善

h) 投資と財務

i) 環境教育と一般市民の参加

j) 工業とインフラ

k) 危険廃棄物と化学汚染物

英国はこれらの問題に対応するキャパシティー強化のために、研修、技術援助、研究活動、プロジェクト/プログラムの支援を通して、開発途上国と協力している。

l) 水資源

英国の援助プロジェクトは都市、農村の両地域で水 (fresh water) の供給を改善することである。プロジェクトは新しい施設の建設、あるいは既存の施設の改善を行い、ヘルス教育、認識度を高めるための活動を含むことが多い。

m) エネルギー

英国は、開発途上国と経済的、技術的、社会的に実用的な方法で、エネルギーの悪影響を軽減する手段に同意し、実施することができるように協力している。例えば、水力発電、太陽熱発電等のエネルギー供給プロジェクトは、評価を行い、必要であれば環境への影響が最小になるように修正がなされる。また英国は、燃料とエネルギーに

供給のコストに見合う価格を付け、工業、交通、家庭での効率的供給を促進する手段とインセンティブを確立するために途上国と協力している。

n) 再生可能な自然資源

ODAの農業の環境配慮へのアプローチは次のようである。

- (1) 穀物、牧畜生産、土壌・水資源保護、灌漑、アグロフォレストリー、その他関連活動を通して、再生可能な自然資源を活用する。
- (2) 持続可能性を促進し、環境への悪影響を最小限にとどめる。
- (3) 現在の技術の限界を越えるための基本的な研究活動を助成し、また資源マネジメントへの応用・適応研究を支持する。

o) 教育と環境意識

英国は、途上国での多数の研修プログラムを支援している。これらは、特に環境 이슈に取り組む組織の強化を図るものである。また、ODAは環境問題の理解を深める目的で、英国と途上国で意識向上のための活動を支援している。

研究活動

環境分野の研究に際し、以下のことが検討される。

- (1) いかに、持続可能で生産的なシステムを保持するか。
- (2) 環境への打撃をもたらさずに、人口増加に見合う食糧供給を保証するために遺伝子資源をいかに保護、記録、活用するか。
- (3) 牧畜、森林、土壌、海洋資源のような自然資源を測定し、モニタリングするシステムをいかに開発するか。
- (4) 自然資源管理のための統合的システムの開発。

環境への影響アセスメント

ODAの各プロジェクトは、ODAの環境スクリーニング・プロセスをパスしなければならない。ODAの the Natural Resources and Environment Department が、アプローチと研究活動を監視している。生態学者、環境経済学者、自然資源、社会開発専門家がテクニカルアドバイスを行い、アプローチの決定を助ける。さらに、ODAは the Natural Resources Institute の300人以上のプロフェッショナル・アドバイザー、科学者に支援を求めることができる。その他の外部研究所、コンサルタントもそれぞれの専門技術を提供している。

ODAは独自の "A Manual of Environmental Appraisal" を作成しており、ここにはすべての二国間プロジェクトに必要とされる環境スクリーニングが記述されている。さらに各地域のプロジェクト担当者は、環境配慮の研修を受けている。マニュアルは、プロジェクトの各進行段階における潜在的環境インパクトを推測するように作成されている。

出典：Action for the Environment (1992)

W I D

ODAではW I D対策として1988年に「ODAのW I D政策に関する戦略」が出され、ODAの全案件にW I Dの考え方を取り入れるという政策宣言が出された。ODAの政策は、経済・社会開発に対する女性の貢献の評価が取り入れられるべきという信念に基づいており、現在では援助対象国との政策対話等の時にはW I Dプロジェクトを優先することを強調している。ODAのプロジェクト等では、立案・設計・実施の全ての段階で途上国の女性の希望やニーズをコンサルティングによって把握し、適した方法でヘルスケアや教育の改善を図っている。

また、NGOとの関係においては、ODAは全国女性組織連盟（National Alliance of Women's Organization: NAWO）と連携し、NGOのプロジェクトに女性の視点を入れるよう指導を行っている。

ODAの中にはW I Dやジェンダーを取り扱う特別の部署はなく、3人の社会開発アドバイザー（social development advisor）が社会的側面の一つとしてW I Dを担当し、必要に応じて助言するという形をとっている。ODA職員に対してはジェンダー研修を行っており、特に中間管理職、技術専門家及び役員に対しても研修がある。さらにODA職員や技術協力専門家に女性を含む割合が多くなるよう配慮している。

出典：『基金調査季報』（No.76 1993）

Making Aid Work for Women (1995)

社会開発という目的のため、ODAは女性に特化したプロジェクトは支援しない方針である。しかしながら、女性が英国援助から恩恵を受けるように特別の努力がなされている。ODAは、"the Revised Guiding Principles on Women in Development" の実施を進めている。ODAスタッフの30%が、この分野の研修コースを受けている。

出典：*Development Co-operation Review Series* (1994)

女性の地位向上とジェンダー平等は英国援助プログラムにおける課題である。これらの課題は以下の項目に取り入れられている。

- ・ 国別援助戦略
- ・ 開発途上国と他のドナーとの政策討議
- ・ ODA支援の活動選択
- ・ 女性の利益が男性と同様に促進されるようにジェンダー分析を行ったプロジェクト形成
- ・ 世銀、EUのような国際機関との政策強化
- ・ 援助プロジェクトでの英国、海外NGOとの連携協力
- ・ 英国援助による研修、奨学金プログラム
- ・ 援助プロジェクトで活動するODAスタッフの研修とコンサルタント及び技術専門家の選抜

このような政策は、以下分野におけるODAの活動を形づくるものである。

- ・人権、法規定の促進と女性に対する暴力の防止
- ・女性に不当な負担をもたらすことのないマクロ経済改革プログラムの形成
- ・少年／少女に平等な機会を提供する教育政策
- ・女性を助けるような新たな道路、電気、水供給等のインフラを拡大
- ・生産性の高い仕事で、女性の機会促進、報酬改善

出典：Making Aid Work for Women (1995)

良い統治

良い統治を推進することは、ODAの優先目的である。合法性、責任性（汚職の問題を含む）、人権の管轄と尊重、法規範等が良い統治の課題となっている。英国は、良い統治を援助配分の判断基準の1つとみなしている。英国の援助プログラムシステムは選挙実施の支援から、民主体制組織への助力まで広範囲にわたり、政治機構の強化を目指している。

出典：Development Co-operation Review Series (1994)

1992/93年度にはこの分野に関連したプロジェクトに、5,600万ポンド以上が使われている。英国は援助政策の基本として「良い政府（Good Government）」の考えを全面に打ち出しており、具体的援助の実施に当たっては次の方針を明確にしている。

- a) 途上国指導者に対して、Good Government が利益にかなうことを説得する。
- b) 援助国間の政策協調を推進する。
- c) Good Government が達成されていない国に対する援助については、慎重に考慮し、極端な場合には停止するが、国毎に個別の状況を踏まえて対処し、画一的な判断は行わない。また停止の場合も人道援助は継続する。

出典：「JICA英国事務所報告」（1994）

「我が国の政府開発援助（上巻）」（1993）

決定プロセスでの人権、国民参加、法規則の尊重は、英国の援助戦略全般に組み入れられている。ODAはコモンウェルス事務局に対して、同分野の活動へより多くの資金を配分するように勧めている。ODA支援のブリティッシュ・カウンシルの活動は、公共セクター組織と地域コミュニティ開発に関連する支援を行うことにより、独立司法システム、法曹、信頼できるメディアへの協力を行っている。

出典：DONOR PROFILES (1994)

人口、エイズ

1991年、ODAは人口政策 "Children by Choice not Chance" イニシアティブを発表した。これは自由なリプロダクティブ・チョイスと、信頼できるリプロダクティブ・ヘルス情報、サービスのアクセス拡大の必要性を強調した包括的声明である。

出典：*Global Population Assistance* (1993)

このイニシアティブの発表以来、ODAは新たに62の人口、リプロダクティブ・ヘルス分野プロジェクトを承認、このうち39は2年以内に認可した。さらに、ODAは1994年7月に、"Children by Choice not Chance" イニシアティブの第2フェーズを発表している。これは英国政府がODAを通して、女性が望まない妊娠を減らし開発と家庭生活の向上に参加し、その恩恵を受ける支援を確実に行うというさらなるチャレンジに応じるものである。

出典：*Children by Choice not Chance* (1994)

この第2フェーズで英国政府は、次のことを強調している。

- ・男性、女性の両方を対象に家族計画のアクセスを改善する。
- ・妊娠と出産をより安全なものとする。
- ・男性と女性のセクシュアル・ヘルスを改善する。

さらにODAは、各国政府が国家人口政策とリプロダクティブ・ヘルス戦略を導入するのに必要な情報を提供する方針である。また、女性と少女の教育と経済の機会を増やす努力を進めている。これは女性が教育を受ける時ぶつかる障害を打開し、自分達の生活をコントロールできるように支援するものである。女性の法的、政治的地位を向上させるODAの目的は、女性が何人の子供をいつ持つかを決定できる環境を作ることを考慮に入れたものである。

出典：*Children by Choice not Chance* (1994)

エイズ分野協力については、1994年4月、"the All Party Parliament Group on AIDS" でODA長官、Baroness Chalker はHIVによる至難と立ち向かうことは貧困解消、家族計画サービスへのアクセス改善、リプロダクティブ・ヘルスの享受を目指すODAの包括的 effortの一部となるものであると述べている。

出典：「JICA英国事務所報告」(1995.3)

ODAは、HIV/エイズ分野援助活動に以下の4つの重点分野を定めている。

- 1) (the Medical Research Councilとともに) 開発途上国に適切なワクチンを開発する。

- 2) 効果的な殺ウイルス剤を開発する。
- 3) 予防戦略を評価する。
- 4) ケアとサポートのための効果的戦略を確立する。

出典：ブリティッシュ・カウンシル資料（1995.3）

ODAが、人口、エイズ分野で最も有効であると考える協力活動は以下のようである。

1) 世界規模での健康、人口のイニシアティブを高める支援

1994年の国際人口開発会議（ICPD）での世界人口増加に対するアプローチ、医薬品へのアクセス改善、マラリア・結核・エイズに対するWHOのコントロールプログラムへの協力などである。

2) 国、地域レベルでの健康改善のための政策とプログラムを確立する

これは、オペレーションリサーチ、パイロット・イニシアティブ、対話とコンセンサス構築、組織・マネジメントシステムの強化により推進されるものである。また、消費財、機材、インフラ、人員の支援を通して、基本的サービスを提供し人々のニーズに応えることを目指している。

出典：「JICA英国事務所報告」（1995.10）

C. 各イシュー別の調査

未調査

V.1 英国ODAの今後の展望

A. 英国ODAに関する国内の議論

B. 政策変更の可能性等

ODAの開発プログラムを改善するために、任務の分権化が求められており、新たな事務所をプレトリア（南アフリカ）、ダッカ（バングラデシュ）に設置した。

英国は、開発途上国の組織体制づくりの重要性に鑑み、従来方法の専門技術提供のための長期専門家の派遣は改め、トレーニング、コンサルタント業務を取り入れた総合的な協力活動に力を入れる方向にある。同様に、協力活動の費用効果、また適用性を改善するために現地、あるいは地域の技術を利用することを検討している。

出典：「JICA英国事務所報告」(1994)

英国の二国間援助は、1994/95年のレベルと比べ1997/98年度には、18.8%削減されることが予想され、今後3年間の経常費も凍結されることになっている。さらに、スタッフ数も1996年末には15%減少する予測である。資金運用の効率性を改善するためには、より集中的な援助プログラムもが必要であると討議されている。EU等の多国間援助への増加が検討されるが、二国間援助と比べ非効率であり、信頼性にかけるという批判も受けている。

出典：The Sunday Telegraph (1996.1.14)

参考資料（英国）

（和文）

- 海外経済協力基金（1985年）『基金調査季報』（No.50）
- 外務省経済協力局（1995年）『我が国の政府開発援助（上巻）』
- 外務省経済協力局（1993年）『我が国の政府開発援助（上巻）』
- 外務省経済協力局（1988年）「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」
- 国際開発ジャーナル（1989年）『主要先進国の無償援助』
- 国際開発センター（1990年）「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」
- 国際開発センター（1989年）「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」
- JICA（英国事務所）（1995年）「英国海外開発庁 社会開発についての調査研究報告書」
- JICA（1994年9月7日）「JICA英国事務所報告」
- JICA（1994年1月7日）「JICA英国事務所報告」
- JICA（1993年7月1日）「JICA英国事務所報告」
- JICA（1993年6月30日）「JICA英国事務所報告」
- JICA（1993年6月25日）「JICA英国事務所報告」
- JICA（1988年）「先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査（ヨーロッパ班）報告書」
- JICA（1988年）「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」
- JICA（1987年）「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」

（英文）

- British Council (1995.3), (British Council 資料)
- British Council (1994), Development and Training Services 1993-94
- British Council (1993), Annual Report and Accounts 1992/93
- Crown Agents (1995), Annual Report and Accounts 1994
- The Economist (1993.3.30)
- Foreign & Commonwealth Office including Overseas Development Administration (1996.3), 1996 Departmental Report -The Government's Expenditure Plans 1996-97 to 1998-99

Foreign & Commonwealth Office including Overseas Development Administration (1993),
1993 Departmental Report 1993

JICA (1995.10), 「 J I C A 英国事務所報告」

JICA (1995.3), 「 J I C A 英国事務所報告」

JICA (1994), 「 J I C A 英国事務所報告」
(General Outline of Overseas Development Administration)

JICA (1993.9.3), 「 J I C A 英国事務所報告」
(The AID Framework)

ODA (1996.5.1), ODA News Release

ODA (1995), (O D A 資料)

ODA (1994), British Aid Statistics 1989/90 - 1993/94

ODA (1994), AID to Education in the 90's

ODA (1992), Associate Professional Officers Scheme

ODA (1992), Action for the Environment

ODA (1992), Making Aid Work for Women

ODA (1988.5), Guidelines for the Preparation of Evaluation Studies

ODA, JOINT FUNDING SCHEME (Leaflet)

ODA, Working for Development

ODA, The ODA Guide to Working Overseas for The Aid Programme

OECD (1994), Development and Co-operation Review Services

ODA (1994), Children by Choice not Chance

ODA (1995.7), Fundamental Expenditure Review-Main Report

Population Action International (1993), Global Population Assistance

The Sunday Telegraph (1996.1.14)

UNDP (1994), DONOR PROFILES

先進国援助機関調査（カナダ）

I. 援助の目的と制度	1
A. 援助政策	1
1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み	1
2. 援助理念と目的	1
3. 中期政策目標（今後5年～10年間）	2
4. 援助対象国について	3
a. 援助対象国の基準、その援助額の配分を定める基準	3
b. 国別の援助戦略	4
c. 援助対象国上位10カ国と援助額	5
B. 予算額と予算枠組み	6
1. 予算概要	6
a. 政府予算におけるODA予算の位置付け	6
b. 二国間援助と多国間援助の割合	7
2. 二国間援助実績（過去3年間）	7
a. 構造、枠組み	7
b. ODA予算のセクター別配分	9
c. ODA予算の国別配分	10
3. 多国間援助予算（過去3年間）	11
a. 拠出先機関、金額及び割合	11
C. 国レベル実施体制	12
1. 全体機構	12
2. 政策立案体制とCIDAとの関係	14
II. CIDAの概要	16
A. CIDAの概要	16
1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地	16
2. 事業の範囲と内容	16
3. 機構	18
a. 組織図	19
b. 本部の機能と役割、権限、人員数	21
c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト	22

4. 過去3年間の実績	24
a. 国別援助額	24
b. セクター別援助額	24
c. 形態別援助額	24
B. 外部機関との協調	24
1. 国際機関	24
2. 他の二国間援助ドナー	25
3. NGOとの協調	26
a. 指針	27
b. 協力NGOの分類	29
c. 登録制度について	30
d. 主要10NGOのリスト（名称、協力内容、援助額等）	33
e. 協力スキーム	34
f. 協力推進の問題点、留意事項 （責任性の確保、NGOの主体性・独自性と援助機関の 援助政策・戦略等との整合性）	37
4. 地方自治体との関係について	39
a. 地方自治体の国際協力事業	39
b. 地方自治体とCIDAとの連携の有無と事例	40
III. CIDAにおける技術協力	41
A. プロジェクトのコンポーネント	41
B. プロジェクト・サイクル	42
C. プロジェクト運営管理手法	49
1. 運営管理手法	49
2. 評価活動	50
D. 専門家等の援助要員	52
1. 援助要員養成について	52
a. CIDAの援助要員養成システム	52
b. CIDA以外の養成機関と養成システム	52
2. 専門家及び職員の安全対策	54
a. 組織として緊急時の対応方法	55
b. 緊急時に対応する部署	55

c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況	55
3. 専門家及び職員の福利厚生	56
a. 現地派遣時の保険加入システム	56
b. 現地における医療サービス	56
c. 現地派遣期間中の休暇制度	57
d. 現地で得られる特権（免税等）	57
e. 現地派遣期間終了後の保障制度	57
4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇	57
a. 自国の専門家	58
b. 相手国専門家	58
c. 第三国専門家	58
E. 資機材調達時の入札方式、調達条件	59
IV. 援助調査研究	61
A. CIDA内の調査研究部門	61
1. 部署名、スタッフ数	61
2. 研究分野と開発活動	61
B. 国内の主要援助研究機関の概要	61
1. 機関名、所在地、スタッフ数	61
2. 各機関の研究分野と開発活動	62
3. 研究機関とCIDAとの関係	63
V. 新規課題／地球的課題への対応	64
A. CIDAの新規援助課題全般に関する方針	64
B. CIDAの各イシューに対する取り組みと戦略	64
環境	64
WID/GE	66
貧困	68
人権・民主主義と良い統治	69
BHN	70
人口	71
教育	72
民間部門育成	72

インフラ整備	72
C. 各イシュー別の調査	73
プロジェクト事例1 <WID>	73
プロジェクト事例2 <貧困>	74
VI. カナダのODAの今後の展望	77
A. ODAに関する国内の議論	77
B. 政策変更の可能性等	78
参考資料	80

I. 援助の目的と制度

A. 援助政策

1. 開発援助に関する法的根拠、法的枠組み

開発援助政策の法的枠組みとなる法律は存在せず、外務大臣が外交政策の一部として開発援助に係る責任を負うことになっている。援助政策は外交政策全体の枠組みに基づいて策定される。カナダ国際開発庁(Canadian International Development Agency: CIDA)は、"Order-in-council P.C.1968-1760"による閣議決定により1968年9月に設立され、それまでEAITC(External Aid Office of External Affairs and International Trade Canada)が持っていた開発援助の機能と業務を引き継いだ。

開発援助に関する外務大臣とCIDAの権限は、Department of External Affairs Act、Appropriation Act(各年)及びInternational Development(Financial Institutions) Assistance Act(1980)に記載されている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1994.3)

HANDBOOK 8 Guide to Bilateral Operational Policies and Procedures (1991)

1994年11月に出されたカナダ外交政策見直しのための特別委員会の答申において、援助政策の法案化が提唱されたが、政府は法案化することによって、援助実施の柔軟性が損なわれる可能性が高いとの見解から、法案化を見送っている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12b)

2. 援助の理念と目的

カナダの援助目標は、「貧困を削減し、世界のさらなる安全保障ならびに繁栄に貢献するため、開発途上国における持続的開発を支援すること」である。

出典：*Canada in the World* (1995)

1995年2月、カナダは1988年に制定された援助政策"Sharing Our Future"に替わる新ODA政策"Canada in the World"を発表した。ここでは、「援助は外交政策の手段であり、カナダの国家目標(1.カナダの繁栄と雇用、2.国際安全保障、3.カナダの価値観、ならびに文化の国際社会への普及)に資するものでなければならない」との認識が強調され、今までになく援助を経済・商業的利益にリンクさせようとする傾向があるものの、同ODA政策の内容を見る限りにおいては、カナダの援助における政治・経済色は比較的薄く、最貧国に焦点をあてた援助理念は基本的に今も変わらない。

しかしながら、"Sharing Our Future" が比較的援助の理想論的性格を帯びていたのに対し、"Canada in the World" はカナダの厳しい財政状況を踏まえ、より援助の焦点が絞られた現実的なものへ転換している。今後、カナダは途上国とのパートナーシップを基軸に、キャパシティビルディングを中心とするソフト面重視の援助に焦点をあてていくものとみられる。

今後の課題は、いかに "Canada in the World" を実施に移していくかにある。カナダは、政策の見直し、改訂を必要に応じて実施する柔軟性を備えているが、その柔軟性のためにカナダの援助実施体制は、しばしば流動的になりがちである。政府は、新ODA政策の策定にあたり、同政策を毎年見直していくことを公約しているが、その政策の柔軟性が実施体制の確立を妨げているきらいもある。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

3. 中期政策目標（今後5年～10年間）

"Sharing Our Future" に代わる新外交政策、"Canada in the World" の第6章において、新たな援助政策が打ち出されている。これは1993年から政権を執っている自由党の色彩が見られるが、世論を反映したものとなっている。1994年3月、政府は開発協力の役割を含む外交政策に関する世論を調査する特別合同委員会を議会に設置した。委員会は国内・外のあらゆるセクター（ボランティアやNGO、実業界、学界等）の550以上の個人及び団体からの意見を聴取した。また、外務省も国際関係に関する全国フォーラムを開き、上院と下院それぞれにおいて特別討論会が実施された。その結果、CIDA職員と国内の開発パートナーも外交政策の見直しに参加する機会を得た。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

"Canada in the World" の6つの重点項目について、それぞれ戦略ペーパーが作成されている。環境は1992年に作成済み、人権・民主化・良い統治はドラフトのみ完成、WIDは1995年8月段階で更新中、民間セクター開発は1995年度中に完成予定、BHNならびにインフラサービスは同年度内に作成開始予定である。

①BHN：

プライマリー・ヘルス・ケア、基礎教育、家族計画、栄養、飲料水と衛生処理、住居等を保障する努力を支援する。基礎的生活分野（BHN）へODA予算の25%をあてることを目標とする（現行は20%以下）。

②WID/GE（Women in Development / Gender Equality）：

社会の持続的開発における対等なパートナーとしての女性の全面的参加を支援する。

③インフラストラクチャー：

特に貧困層とキャパシティ・ビルディングに対する取り組みを重視して、環境的に適正なインフラ（農村の電化や通信など）を整備する途上国政府を支援する。

④人権、民主主義、良い統治：

人権（子供の権利を含む）の保障、民主主義の促進、市民社会と個人の両方に対するより良い統治を促進する。

⑤民間セクター：

途上国の民間セクター、特に収入増加に繋がる小規模ビジネスの分野で活動する組織支援により、持続的かつ公平な経済成長を促進する。

⑥環境：

途上国の環境を保全するための支援、また地球規模、地域の環境問題に貢献する。

新政策においては、貧困削減は援助の重点項目の1項目としてではなく、カナダODAの最終目標として1ランク上に位置付けられている。この背景には、貧困問題の解決は、貧困を1つの援助項目として捉えても達成できるものではなく、新政策によって設定されたような複数の項目に対する援助プログラムを組み合わせた統合的アプローチ（integrated approach）をとることによってのみ達成されるとの認識がある。

上記6項目全体を通じていえることは、カナダがソフト面に焦点をあてた援助を基本としていることであり、同6項目の設定は、厳しい財政事情を反映しながらも、カナダの人的・財政的資源を最大限に有効活用できる分野として、援助の焦点を絞った結果であると思われる。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

援助対象国に関しては、財政的理由から、CIDAはその活動を特定の国に集中して行う方針を固めた。1993年3月から、ブルンジ、エチオピア、ケニア、マダガスカル、ルワンダ、タンザニア、ウガンダといった東・中央アフリカ諸国、またアジアではアフガニスタン、ミャンマー、カンボディア、ラオス、モルディヴ、スリ・ランカでの二国間援助を段階的に縮小している。ただし、地域プログラム、人道的援助、人権、民営化等の支援はここで挙げられた国でも進行するものと思われる。

出典：Development Co-operation Review Series（1994）

4. 援助対象国について

a. 援助対象国の基準、援助額の配分を定める基準

"Sharing Our Future"によると、政治、経済、人権問題のため、対象国を一時的に制限することはあるが、基本的にDACの規定により途上国として認定されている国は、全てカナダのODAの対象国となりうる。同時にカナダのODAについて

①二国間援助の75%を30の国または地域に配分すること

- ②また、全体の65%が英連邦及びフランス語圏の開発途上国に向けること
- ③地域別には、アフリカ45%、アジア39%、ラテンアメリカ16%の配分とすること
- ④全体の50%をアフリカ、アジア及び中南米のL L D Cに配分すること

としている。30の対象国または地域の決定を含む二国間援助の戦略は、毎年閣議によって作成される非公開の5カ年計画をもとに決められる。援助戦略の策定には以下の6項目が考慮される。

- ①援助対象国のニーズ
- ②援助を効果的に管理する能力
- ③人権問題の有無
- ④開発における人口問題への配慮
- ⑤経済社会政策あるいはその改善策
- ⑥カナダとの経済的、政治的關係

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

b. 国別の援助戦略

1993年、カナダ政府は政策レベルで対アフリカ援助戦略を発表し、その中で地域統合と地域全体への一貫したアプローチを強調した。このアプローチは、アフリカが21世紀において持続可能な発展をたどり、世界経済への完全参加を始めるだろうという予見、「より統合された、より民主的な、より革新的な」アフリカというビジョンに基づくものである。

出典：DONOR PROFILES (1994)

カナダ援助の最大のシェアは、引き続きアフリカに向けられる予定であるが、カナダ新外交政策全体の印象として、今後は経済的に利害関係の強いアジア、ラテンアメリカ地域を重要視していく傾向があり、優先対象国・地域にもこの傾向が反映される可能性が高い。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

地域別／国別の援助戦略として、"A Regional / Country Development Policy Framework" (R/CDPF) に主要援助国の政策、経済、政治、社会、文化、環境の状況が網羅されている。R/CDPFは、地域／国の開発問題（経済、政治、社会、文化、環境ニーズ、その国の向上心）、CIDAのプログラム優先順位、CIDAの果たす役割等の分析に基づき、CIDAの地域局によっておよそ5年ごとに作成される。さらに、R/C

D P Fは、各局の方策（Branch Plans）と、C I D Aの優先順位が合致するプログラムを作成することを目的としていると考えられる。

R / C D P Fは非公開であるが、地域局（the Regional Branches）が作成する国別／地域別のC I D Aの活動に関する報告書（"CIDA Program in Asia"、"Canadian Development Assistance in Latin America and Caribbean"、"Regional Profile in Africa"）は一般に公開されている。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

新ODA政策 "Canada in the World" の策定にあたり、現在の援助プログラムが約117ヶ国にのぼる途上国で実施されている現状の是正の必要性が示されたが、当面、カナダはプログラム形成・実施の合理化を行うものの、援助対象国の削減は行わない予定である。

1995年度予算にて発表されたカナダ援助の優先国・地域は以下のとおりである。

アメリカ局

ガイアナ、ハイティ（政局による）、中米、ジャマイカ、東カリブ諸国、アンデス地方、ブラジル他

アジア局

バングラデシュ、カンボディア、中国、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、南太平洋諸国、スリ・ランカ、タイ、ヴェトナム、A S E A N、A P E C

アフリカ・中東局

西アフリカ（ガーナ、マリ、セネガル、ブルキナ・ファソ、象牙海岸、ニジェール、ベナン、ギニア）、中央・東アフリカ（カメルーン、「アフリカの角」プログラム、Pan-African プログラム）、北アフリカ・中東（エジプト、ヨルダン、モロッコ、チュニジア他）、南部アフリカ（アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ）

なお、東欧・旧ソビエト地域に対する援助業務は、1995年度より外務省からC I D Aへ委譲されている。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12b）

c. 援助対象国上位10ヶ国と援助額

1993年度でみると、カナダのODA（二国間と多国間の合計）の受取額上位10ヶ国が、全ODAの23.77%（30億7,800万ドル）を占め、このうち上位3ヶ国を含む6ヶ国がアジア

ア、4カ国がサブサハラ・アフリカであった。

1993年 主要援助対象国
(支出純額ベース、単位：百万カナダドル)

	上位10カ国	二国間援助	多国間援助	合計
1. 中国		71.29	61.33	132.62
2. バングラデシュ		68.35	53.95	122.30
3. インド		58.52	47.90	106.41
4. エチオピア		20.92	56.28	77.20
5. モザンビーク		24.46	30.17	54.64
6. ガーナ		36.61	16.15	52.76
7. インドネシア		38.45	10.48	48.93
8. フィリピン		38.32	10.50	48.81
9. ケニア		14.96	29.29	44.25
10. <u>スリ・ランカ</u>		<u>6.39</u>	<u>37.45</u>	<u>43.84</u>
10位の合計		378.27	353.50	731.76
国別ODA配分	1,448.13	1,046.35		2,498.48
全ODA	2,031.75	1,046.35		3,078.10
全ODAに占める上位10カ国の割合		<u>18.62%</u>	<u>33.78%</u>	<u>23.77%</u>

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

B. 予算額と予算枠組み

1. 予算概要

a. 政府予算におけるODA予算の位置付け

政府事業費全体は1993～1995年度にほぼ横道いであるのに対し、援助予算は削減されているため、この期間の政府予算に占める開発援助の割合は2.25% (27億加ドル)、2.15% (26億加ドル)、1.93% (22億加ドル) と漸減している。特に95年度における前年度からのODA予算15%削減は、1995～97年の連邦政府による公共プログラム削減によるものである。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

カナダ政府は379億ドル(1994年度)にのぼる政府財政赤字に対処するため、1995年度以降3年間にわたり現行国家予算の21%を削減する抜本的な予算削減を実施した。援助予算もその削減対象の類にもれず、今後3年間にわたり約21%削減される予定である。したがって、1995年度ODA予算は、約22億ドル(昨年度比15%減)、1996年度予算は

削減なく同額、1997年度はさらに6%減の20.6億ドルとなる。これらの予算削減により、1995年度カナダODA予算のGNP比率は0.36%（1994年、0.44%）となる。

カナダODA予算はInternational Assistance Envelope（IAE）とよばれ、ナショナル・イニシアティブ（二国間援助を中心とするカナダ政府主導型の援助）とパートナーシップ・プログラム（NGO、国際機関等カナダ政府以外の機関を主体とする援助）の2つに大別される。このカナダODA予算総額のうち、約80%がCIDAに計上されている（数字は、東欧・旧ソビエトへの援助を含む）。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

b. 二国間援助と多国間援助の割合

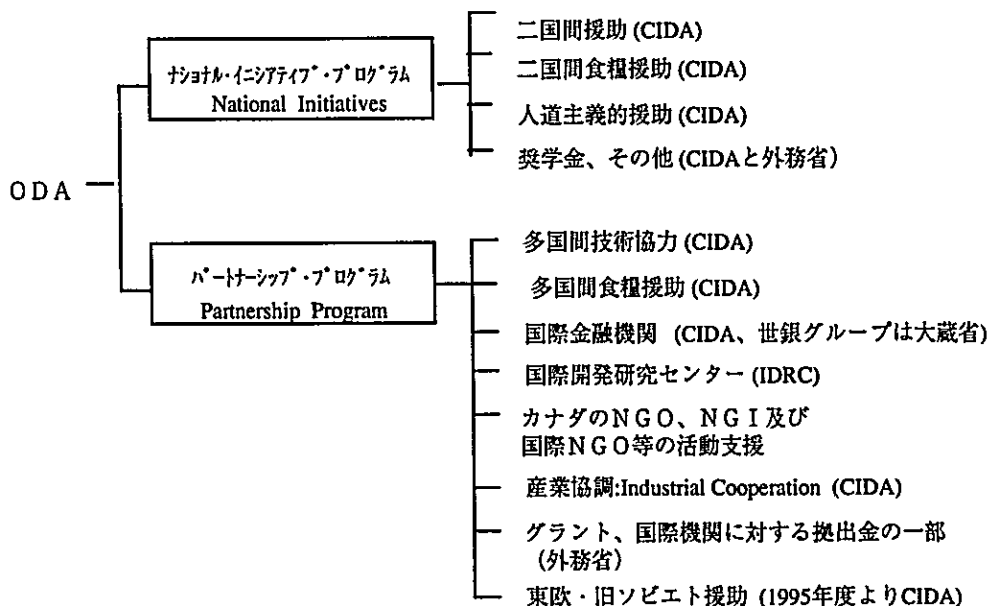
カナダのODAの3分の2は二国間援助であり、過去数年間を見る限りこの割合にほとんど変化はない。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

2. 二国間援助実績（過去3年間）

a. 構造、枠組み

カナダの援助は1986年以降、一部を除き全て無償となっている。資金協力と技術協力は一体化して供与されており、予算上でも区別されていない。カナダの援助予算は、次の図に示す構成となっている。ナショナル・イニシアティブ・プログラムは、カナダ政府（CIDA）が主体となって形成されたプロジェクトに対し援助するものである。一方、パートナーシップ・プログラムはCIDA以外の機関（国際機関、NGO等）のイニシアティブによるプロジェクトに対し、カナダ政府（CIDA）が資金を提供することにより協調して援助を実施するものである。



カナダのODAにはこの他に外務省に割り当てられるものと、州政府がN G Oカナダ国際協力協議会の活動に割り当てられているものがある。

なお、カナダの予算制度は単年度主義で、未消化の予算の翌年度への繰越は認められないが、案件間または部局間の予算の調整は可能である。なお、個別の案件に関しては、5年程の長期のプロジェクトの実施も可能である。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」(1994.3)

予算決定プロセスは以下のようにになっている。

①財政当局によるシーリングの提示：

2月終わり頃の大蔵大臣による予算スピーチにより、次年度の政府予算の概要が宣言される。これにより、C I D Aを含む各省庁のプログラム・コンポーネントごとの支出計画が提示される。

②C I D Aによる援助対象国の国別援助方針の見直しと国別予算額の算出：

3月にC I D Aの各部局への予算配分が確定する (Branch Plans)。Branch Plansは、その部局が次の3年間 (特に最初の1年間) に、ODA政策の実施、またC I D Aの他のプライオリティーにどのように貢献するかを明確にするものである。

③C I D A全体としての予算調整及び予算案の作成：

3～4月に、C I D Aの上級委員会 (Executive Committee) が、次の3年間のC I D Aの戦略を述べた"Agency Business Plan"を準備する。ここには、外交公約、重点プログラム、その他の要求 (財政当局の要求等) などが含まれる。9月に各部局は過去18ヵ月の実績を報告し、10～11月にプログラムごとの目標、援助戦略との整合性、運営重

点、その他必要な情報等を記載した年間計画のドラフトを作成する。12～1月に部局ごとの成果報告及び年間計画ドラフトに基づき、CIDAの"Agency Estimates Submission"が準備される。これは過去18カ月の実績と事業コスト、次年度のプログラム別の推計支出を報告するものである。

④内閣財政委員会による予算案の検討と確認

⑤閣議承認及び国会承認

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

b. ODA予算のセクター別配分

二国間援助のセクター別支出実績

(単位：百万カナダドル)

セクター	1991-92	1992-93	1992-94
農業	232.74	224.21	176.55 (13%)
人的資源開発	440.69	445.95	385.19 (28%)
エネルギー	67.76	93.76	67.80 (5%)
保健・人口問題	153.42	161.62	165.19 (12%)
運輸・通信	82.80	92.50	88.00 (6%)
産業	75.45	91.79	68.89 (5%)
経済・財政援助	203.06	197.41	200.06 (15%)
食糧援助	190.53	168.16	130.91 (10%)
その他	18.22	18.96	78.67 (6%)
小計	1,464.67	1,494.36	1,361.26 (100%)
セクター分類不能分	653.57	454.69	660.49
合計	2,118.24	1,949.05	2,031.75

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

c. ODA予算の国別配分

二国間援助の国別支出実績

(単位：百万カナダドル)

国または地域	1991-92	1992-93	1993-94
アメリカ			
ハイティ	16.5	16.8	19.1
ホンデュラス	18.2	17.9	9.2
ジャマイカ	29.4	20.9	17.1
ペルー	29.1	35.4	26.2
地域プログラム	42.9	40.6	34.5
その他	186.1	127.4	171.5
アメリカ合計	322.1	258.8	277.7
アジア			
バングラデシュ	110.0	90.4	68.4
中国	75.0	63.1	71.3
インド	46.4	42.4	58.5
インドネシア	58.9	41.5	38.5
パキスタン	44.4	25.2	1.6
フィリピン	31.5	30.5	38.3
タイ	30.3	23.8	18.4
地域プログラム	37.0	44.4	52.9
その他	82.1	67.3	71.8
アジア合計	515.5	428.1	419.6
アフリカ			
カメルーン	33.7	27.8	16.8
エジプト	48.5	38.0	29.8
エチオピア	30.3	28.1	20.9
ガーナ	47.9	39.1	36.6
ケニア	19.6	21.4	15.0
マリ	30.8	23.5	28.8
モザンビーク	29.5	41.4	24.5
セネガル	34.8	39.1	23.7
タンザニア	36.4	32.8	12.1
ザンビア	26.6	29.6	4.9
ジンバブエ	23.3	32.6	16.1
地域プログラム	76.9	87.8	93.5
その他	262.9	195.0	170.8
アフリカ合計	701.2	636.1	493.5
オセアニア	13.6	7.0	4.9
ヨーロッパ	5.8	0.3	20.4
以上の合計	1,558.2	1,330.4	1,216.0
その他の途上国	169.1	237.3	232.1
国別分類不能	391.0	381.4	583.6
二国間援助合計	2,118.2	1,949.1	2,031.8

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

3. 多国籍援助予算 (過去3年間)

a. 拠出先機関、金額及び割合

カナダは伝統的にDAC平均よりも多国籍援助の割合が高い。しかし近年、いくつかの国際機関 (UNIDOやコモンファンド、コロンボ・プランなど) への支出を止めている。また、財政的制約からアジア開銀やアフリカ開銀への出資を減らしている。多国籍援助プログラムのもとでは、IDA (International Development Association) 及びWFP (World Food Programme) が最も大口の支出先であり、WFPにとってカナダは最大の出資国である。

国際機関及び国際金融機関への支出

(単位: 百万カナダドル)

機関名	1991-92	1992-93	1993-94
CIDA Funds:			
International Organizations (IOs)			
UNDP	64.5	65.0	53.0
UNICEF	17.4	17.4	17.4
UNFPA	13.4	14.5	13.6
UNHCR	8.5	9.0	9.0
WHO-AIDS Program	0.3	4.8	4.0
Commonwealth/Francophone	27.7	22.4	22.3
World Food Program	209.4	214.7	189.0
Other	<u>57.0</u>	<u>54.9</u>	<u>49.2</u>
Sub-total (IOs)	398.3	402.7	357.5
Regional Development Banks (RDBs)			
AfDB	114.8	109.7	108.8
AsDB	88.6	90.5	86.7
CDB	11.3	12.1	7.0
IDB	19.8	15.9	9.5
Other	<u>6.3</u>	<u>6.9</u>	<u>16.8</u>
Sub-total (RDBs)	240.7	238.2	228.7
Sub-total (CIDA Funds)	636.3	640.9	586.2
Foreign Affairs and Other Funds :			
WHO	9.0	9.9	12.3
FAO	4.1	4.5	4.3
ACCT	7.1	7.1	9.3
Other	<u>32.0</u>	<u>38.0</u>	<u>42.8</u>
Sub-total (Foreign Affairs/Other)	52.2	61.1	68.7
Department of Finance Funds:			
World Bank	335.4	285.2	305.7
(of which: IDA)	(316.2)	(276.2)	(276.3)
IMF	37.7	33.9	83.5
Other	2.6	2.1	2.3
Sub-total (Finance)	373.1	321.2	391.5
Total Canada	1,064.2	1,023.2	1,046.4

出典: 「JICAカナダ事務所報告」 (1995.12a)

C. 国レベル実施体制

1. 全体機構

カナダの政府開発援助については、政策立案ならびにプロジェクト、プログラムの実施全般をCIDA (Canadian International Development Agency) が総括している。(CIDAの長官は、外務次官 (Deputy Minister) と同格である)。外務大臣は直接CIDAを監督しており、同大臣はCIDAの予算・実施について、議会に対し責任を持っている。

CIDA以外に援助活動を担っている主な政府機関、議会、委員会は以下のようになっている。

①大蔵省

世界銀行及びIMFのthe Enhanced Structural Adjustment Facilitiesへの支援

②Department of Foreign Affairs and International Trade (DFAIT)

－International Development Research Center (IDRC) への資金援助

－ODA関連の海外行政機関、国際機関への援助、ODAにカウントされる奨学金供与

③Public Works and Government Services Canada

調達 (契約交渉と管理)、運輸管理 (人員と機材輸送の契約)、主要なクラウン・プロジェクト (大規模調達の契約業務) 等の委託業務への資金援助

④Crown Corporations

－International Development Research Centre (IDRC) : 開発途上国の科学的、技術的研究を支援する目的で、カナダ及び援助国の大学、研究機関、NGO等の資金援助を行う

－International Centre for Human Rights and Democratic Development (ICHRDD) : 人権の保護と民主化の促進のためカナダと諸外国の協調を支援する

－Export Development Cooperation (EDC) 等、開発援助の各関連分野で活動している組織

⑤州政府

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1994.3)

外務省にも途上国との経済関係等を担当し、政策レベルの調整、国際金融機関、OECD、APEC関係等に携わっている課 (Trade and Economic Policy Branch, Economic Relations with Developing Countries) があり、また外務省の各地域局にも援助関係担当者が配置されているものの、これらの部局はCIDAが立案したプログラム案等に対して、外交政策との連携を図るべく、助言、その他支援の提供等を行うが、援助関連事項に関してはあくまでCIDAが主導権をもって進めている。外務大臣室には、CIDAから

出向している援助担当官が外務大臣顧問（Advisor）として配置されており、CIDAと外務大臣のパイプ役的な役割を果たしている。

CIDA以外の政府援助機関については、各国大使館に配分されている小規模無償（Canada Fund for Local Initiatives）ならびに奨学金制度、また国際機関に対する一部拠出金等については外務省が、国際金融機関における世銀、IMFについては大蔵省が、各々主管庁（leading agency）となっているが、これら援助実施についても多くの場合、CIDAと連携・協議しながら行われている。

なお、最近CIDAを含む援助に係わる省庁の間でよく交わされている合言葉に「チームカナダ」という言葉がある。これは、出身省庁・機関に係わらず、カナダという1つのチームとして一丸となって援助に取り組もうという精神を表しており、重複業務を避け、互いに協力しようという意味で使われている。援助を取り巻くカナダ省庁間の友好協力関係を象徴しているものといえよう。

カナダには、CIDAまた上記省庁以外にクラウンコーポレーションとよばれる公的援助関連機関がある。これらの機関は、カナダの援助政策ならびにCIDA業務との連携を図りながらも、CIDAとは独立して特定の援助テーマ、活動に焦点を絞った援助を実施している。これら援助機関の名称と主な活動内容は以下のとおりである。

<主なクラウンコーポレーション>

●International Development Research Centre（IDRC）

開発のためには、適切な能力・技術が不可欠であるとの観点（Empowerment through Knowledge）から、適正技術の開発研究（科学的、技術的研究）に取り組んでいる途上国の大学、研究機関、NGO等に対して資金援助を行っている。1979年の設立以来、約100ヶ国において約5000プロジェクト／約2万人の研究員を支援している。1994年3月の時点で、職員数は462人、1993年度実績額127.9百万カナダドルである。

●International Centre for Human Rights and Democratic Development（ICHRDD）

人権保護と民主化の促進のためにカナダと諸外国の協調を支援する目的で、1988年に設立された。1995年度のODA予算において、殆どのプログラムが多少なりとも削減された中で、唯一、前年度の予算レベルを維持した。

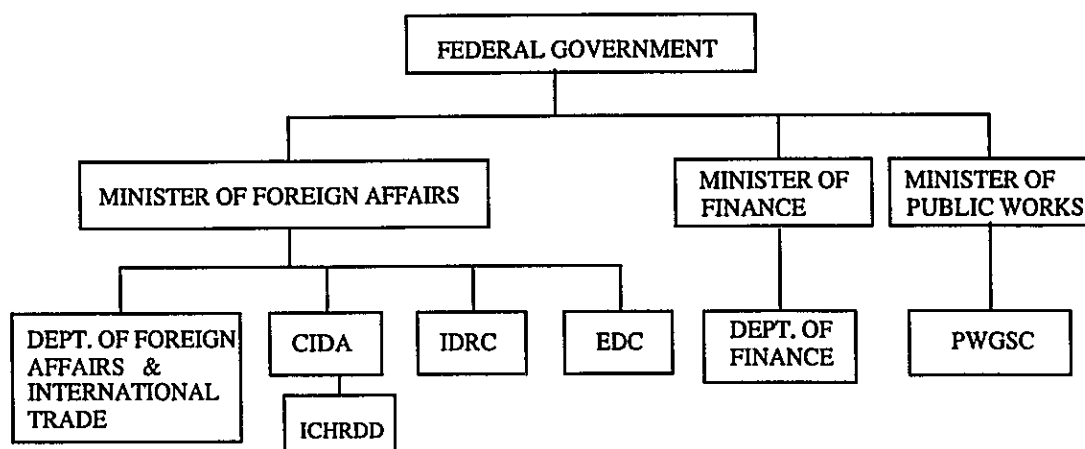
●Export Development Corporation（EDC）

開発途上国での商取引に対する輸出信用融資の形態をとる少額ODA。"Export Development Corporation Act"の23章のもとに供与される。EDCは、外務省の監督下にある。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

カナダの開発援助実施体制



CIDA : Canadian International Development Agency
 IDRC : International Development Research Centre
 EDC : Export Development Cooperation
 PWGSC : Public Works and Government Services Canada

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

2. 政策立案体制とCIDAとの関係

ODA予算の75～80%が外務省大臣の管轄下にあるCIDAに計上され、残りが外務省、大蔵省、国際開発研究センター（IDRC）等に計上されるが、ODA予算全体について議会に対する責任はCIDAが負う。援助政策の立案及び実施は二国間援助、多国間援助ともCIDAが中心となり、外務省・大蔵省等と協議しつつ、政策の立案及び援助の実施にあたっている。

出典：『我が国の政府開発援助（上巻）』（1995）

CIDAは従来、外務大臣から権限を委譲された対外関係国際開発大臣（Junior Minister）の指揮下にあったが、1993年6月の首相交代・組閣により外務大臣が直接CIDAを管轄し、議会に対し責任を持つことになった。

外務省とCIDAの間の人事交流は活発に行われている。つまり、CIDAのプロジェクト・マネージャー・グループ（PM）の職員が海外勤務する場合は、外務省に出向した上で大使館の援助担当官として外交官待遇で派遣される。また、外務省のキャリア外交官がCIDA本部に出向し、CIDAの企画・立案を担当することがある。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1994.3)

C I D Aは援助政策形成に主導的な立場にあるが、環境省、農業省（食糧援助）、Elections Canada（民主主義の推進）、司法省（人権）等の専門政府機関を含む外部との政策協議を行っている。さらに、C I D Aは新たな政策方針に関して、N G O・民間セクター、専門家、大学、I D R C、I C H R D D等の開発援助関連パートナーとの協議も図っている。また、特定の国・地域、セクターに関する政策協議は、パートナーシップ局と地域局によって始められている。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

II. CIDAの概要

A. CIDAの概要

1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

CIDAは1968年9月に援助業務の拡大に対処するため、それまでの対外援助庁(External Aid Office)を改組して設立された。設立は議会による立法措置ではなく、Order-in-Council P.C.1968-1760(閣議決定)によるものである。CIDAは"Financial Administration Act (FAA) of 1968"により、省と同格とされている。

CIDAは外務省のもとで機能し、新外交政策"Canada in the World"の第6章「国際援助」に基づいて援助活動を行っている。CIDAに対する唯一の法的根拠は、毎年、政府の歳出歳入予算(the Main Estimates)から出される支出決議(Appropriations Act)である。歳出歳入予算により議会は、各省やCIDAに予算配分を行う。

CIDAのプログラムの目的は、1.開発援助によって、開発途上国のニーズと環境に見合った自立、持続的経済・社会発展を押し進める開発途上国の人々の努力を支援すること、2.世界的視野から社会公正、国際的安定、長期的経済関係を促進する際に、海外でのカナダの政治、経済的重要性に根差した人道的援助を行うことである。

本部所在地—200 Promenade du Portage Hull,
Quebec, K1A 0G4, CANADA
TEL: (819) 997-6100

出典.: 「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

2. 事業の範囲と内容

CIDAのプログラム活動は以下の3つに分類される。

①パートナーシップ・プログラム (Partnership Program)

<目的>

1. 開発途上国でのプログラム/プロジェクトを行う国際機関、カナダの機関、民間セクターの活動を支援する。
2. 緊急援助、食糧自給援助を通して世界的飢餓を緩和する。
3. 国際協力と開発に対するカナダ人の認識と理解を高める。

このプログラムは開発援助を行う国内外のパートナーへ資金提供するものであり、パートナー機関はそれぞれのプロジェクトの計画、実施の責任を負うものである。

<具体的活動>

1. 国際金融機関への資金提供
2. ボランタリーセクター（カナダのNGO、国際NGO等）への支援
3. 産業協調プログラム（Industrial Cooperation）
4. 国際人権民主化センタ（ICHRDD）への資金提供
5. 多国間技術協力（国連機関、英連邦、フランス語圏諸国、その他国際機関）
6. 多国間食糧援助（WFP：世界食糧計画）

ICHRDD援助を除き、このプログラムはCIDAのMultilateral BranchとCanadian Partnership Branchが管理している。

②ナショナル・イニシアティブ・プログラム（National Initiatives）

<目的>

1. カナダの外交政策に沿った特定国での政府開発援助を可能にする。
2. 国家開発の責務を認識している政府との二国間開発援助の合意を取り付ける。
3. 自然災害、人的災害による困窮を軽減するための国際人道援助を行う。

このプログラムはカナダ政府がプロジェクト及び援助活動の資金協力を直接決定するものであり次のものが含まれる。

- ・二国間・地域プログラム
- ・二国間食糧援助
- ・奨学金プログラム
- ・国際人道援助
- ・カナダ国民に対する啓発

CIDAの地域局が担当する。

③コーポレートサービス（Corporate Services）

<目的>

CIDAが連邦政府の方針に沿った国際開発援助プログラムを効果的、かつ効率的に達成するために必要なサポートを行う。これは特定のプログラムへの直接のサービスではなく、政策方針、調整業務、一般的なサポート等の提供業務である。これらは、Agency Executive、Corporate Management、Personnel and Administration、Policy and Communicationsの各局によって行われる。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

3. 機構

1995年2月の外交政策声明により、カナダの中東欧・旧ソビエト連邦への援助プログラムの実施はCIDAへ移行した。これにより中東欧局（Central and Eastern Europe）が、CIDA内に設置された。それぞれの局は、局長（Vice-President）、あるいは部長（Director-General）の下に機能し、CIDAの総裁は、役員会（Executive Committee）から、政策、プログラミング、組織運営（Corporate Management）に関する主要な事柄に対して助言を得ている。

次のページにあるように、CIDAでは、1) 政策局、2) アフリカ・中東、3) アメリカ、4) アジア、また1995年からは、5) 東欧・旧ソビエト局の4地域局、6) カナディアン・パートナーシップ局、7) 多国間プログラム局、8) 人事・管理局、9) コミュニケーション局、そして組織全体に係わる業務を取り扱っている10) コーポレートマネジメント局の計10局によって組織されている。組織の特徴としては、各事業部（地域局、パートナーシップ局等）の裁量が比較的大きく、各々が積極的にイニシアティブをとって、独自性のあるプログラム形成／実施運営、その他の援助機関等との連携を行っていること、つまり比較的分権的な実施体制となっていることがあげられる。

CIDAの地域局によるプログラム形成は、通常、最終的にCIDA長官、外務大臣の署名・認可を必要とするが、プログラム形成・認可、外部実施機関との契約、並びにその他調達等は、実質的には各事業局（局長）レベルで決定されている。（調達や外部契約については、契約額の大小によって各局の部長・課長レベルで決定されることもある。）この分権的な実施体制においては、例えば、CIDA政策局で形成されたセクター別の政策等も、具体的な実施は地域局の裁量に任されることになる。（なお、パートナーシップ局では、NGO、大学等CIDA以外の機関による援助活動が主体となるため、さらに独自性の強い事業体制となっている。）

カナダは、現在連邦政府職員の雇用を凍結しているため、CIDAの新規職員は一時雇用の形（インハウスコンサルタント契約、交換職員制度等）をとっている。

さらに、CIDAは1995年度から3年間にわたって、約200のポストを削減し、人員整理を行う予定であり、1995年度には90のポストが廃止される見込みである。今年度の廃止予定のポストには、既に空席のポストを含んでおり、また自主退職の希望が出てくる可能性もあるため、実質約45～50人のCIDA職員が人員整理の対象となると見込まれている。（1995年度春、CIDAを含む連邦政府機関では、自主退職を促進するための特別手当等の制度を設置した。）

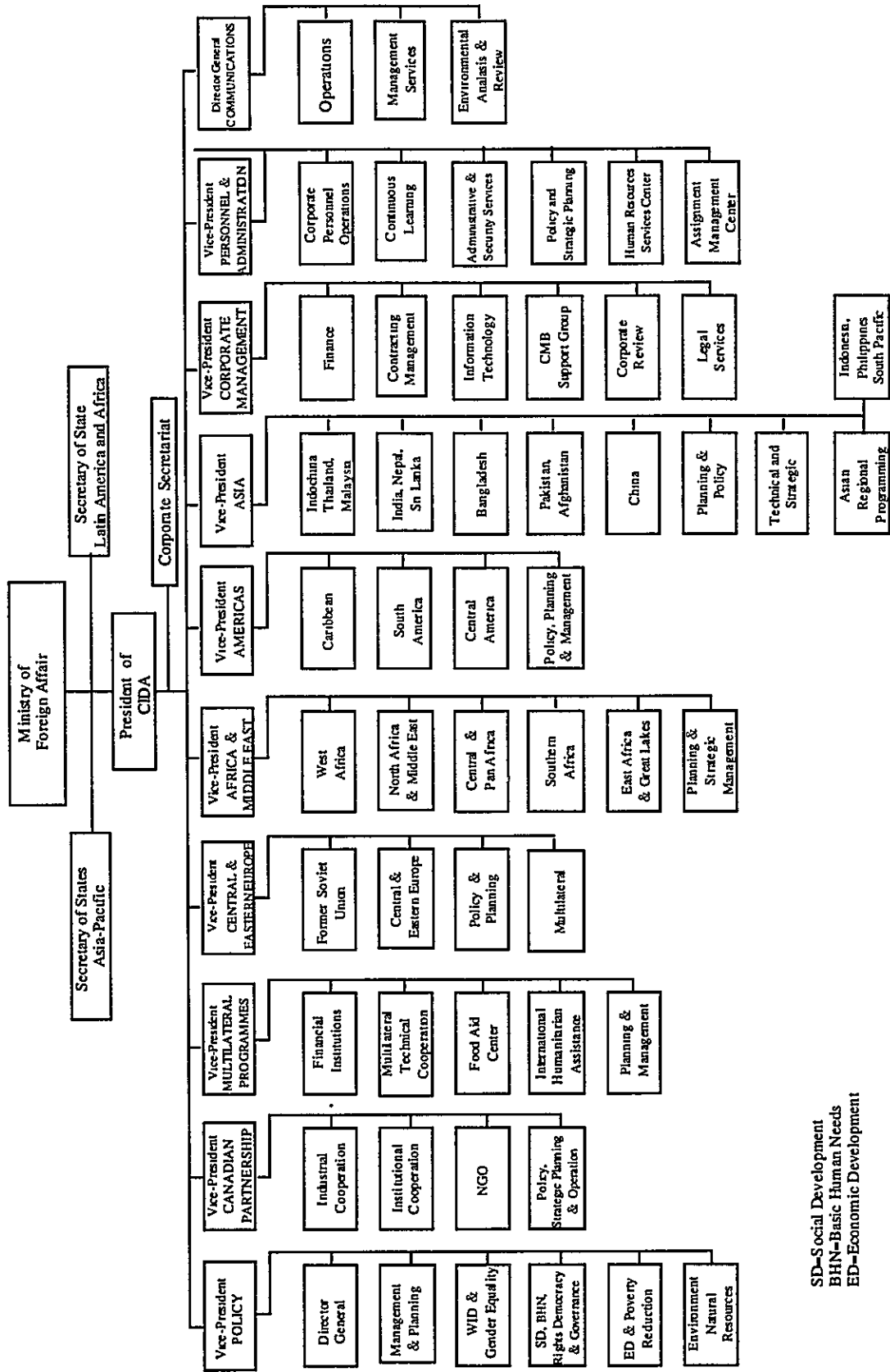
*インハウスコンサルタントの採用について

CIDAの内部データバンクならびにコンピューターのオンラインを使用した一般競争システム（OBS：「委託契約・サービス契約」を参照）を使って行われている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

a. 組織図

CIDA 組織図



SD=Social Development
 BHN=Basic Human Needs
 ED=Economic Development

現在C I D Aは80年代末の運営体制分権化（Decentralization）の方針を修正し、現地運営及び現地の権限を含めた地域プログラムの見直しを行っている。主要な援助プログラムを行っている国の大使館にC I D Aの担当官を置いているが、フィールドでの彼らの権限は限定されたものとなっている。

出典：Development Co-operation Review Series（1994）

1993-94年、C I D Aは一連の組織改革を行った。この目的は組織運営の合理化と組織、政策及びプログラム実施機能の強化を意図したものである。次の表はC I D Aの活動を組織分類からみたものである。

部局別活動の内訳

（単位：百万カナダドル）

Branch	Type of Program/Service	Partnership	National Initiatives	Administration	1994-95 Estimate	
Americas	Geographic	-	158.5	10.5	169.0	
Asia	Geographic	-	325.9	13.6	339.5	
Africa and Middle East	Geographic	-	396.4	20.0	416.4	
Canadian Partnership	Voluntary Sector	244.0	-	6.7	250.7	
	NGO	20.7	-	0.7	21.4	
	Industrial Cooperation	72.3	-	4.6	76.9	
	Scholarships	-	8.9	0.3	9.2	
Multilateral Program	Financial Institutions	158.4	-	1.0	159.4	
	Humanitarian Assistance	-	82.9	0.6	83.5	
	Food-aid	Bilateral	-	165.2	-	165.2
		Multilateral	141.0	-	1.3	142.3
	Multilateral Technical Cooperation	133.8	-	1.8	135.6	
Agency Executive	Corporate Service	-	-	2.0	2.0	
Corporate Management	Corporate Service	-	-	23.7	23.7	
Personal and Administration	Corporate Service	-	-	17.1	17.1	
Policy	Corporate Service	-	-	7.2	7.2	
Communications	-Corporate Service	-	-	7.4	7.4	
	-Development Information	-	4.8	0.7	5.5	
International Center for Human Rights and Democratic Development		5.0	-	-	5.0	
Total		775.2	1,142.6	119.2	2,037.0	
Human Resources		213	623	471	1,307	

出典：CIDA 1994-95 Estimates（1994）

CIDA本部・海外事務所ごとのプロジェクト、プログラム及びコンサルタント選定の決定権限は、プロジェクト、プログラムの金額及びコンサルタントとの契約金額により定められており、1995年の規定ではそれぞれ下記チャートの通りとなっている。

プロジェクト承認及び追加経費の権限

(単位：カナダドル)

Authority	Total Value of Project	Value of Cost Increases ¹	Canada Fund ²
Treasury Board (Ottawa)	over \$15 mil.	over 20% of original value	
Minister of Foreign Affairs (Ottawa)	up to \$15 mil.	up to 20% of original value	
CIDA President, or Geographic Branch Vice President (Ottawa)	up to \$5 mil.	20% of original value (up to a max. of \$5 mil.)	up to \$100,000
Head of Decentralized Mission (Overseas)	up to \$500,000	20% of original value (up to a max. of \$5 mil.) ^{3*}	up to \$50,000
Program Director (Ottawa)	up to \$500,000	20% of original value (up to a max. of \$500,000)	

注1：Original Valueが1,500万カナダドル以上のプロジェクト、プログラム向け

2：カナダ基金：海外事務所が現地のNGOに供与する小規模援助

3：Original Valueが500万～1,500万カナダドルのプロジェクト、プログラム向け

コンサルタント選定権限

(単位：カナダドル)

Authority	Competitive Contracts	Non-Competitive Contracts
Minister of Foreign Affairs (Ottawa)	over \$ 100,000	over \$ 100,000
CIDA Vice President	-	between \$ 50,000 and \$ 100,000
R/C Program Director	up to \$ 100,000	up to \$ 50,000

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

b. 本部の機能と役割、権限、人員数

本部の主要な役割は、カナダの外交政策フレームワークに沿ったカナダのODAプログラムの政策策定、活動への予算承認と配分、外交・援助戦略に従ったプログラムの実施である。

本部の最も重要な機能のひとつが、"Agency Business Plan"と呼ばれる戦略指針

(Corporate Strategic Direction)の作成である。これは理事会(the Executive Committee)によって策定され、外交政策コミットメント、プログラム優先度、その他の要求基準等を

満たす3年間の指針を大枠でまとめたものである。(その他主要部局の機能と役割は出典を参照のこと)

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

CIDA本部及び海外事務所の人員

(1995.11時点)

本部		海外事務所	
部署	スタッフ数	所在地	スタッフ数
Corporate Secretariat	31	Africa & Middle East	46
Policy	84	Asia	32
Multilateral	65	Americas	23
Canadian Partnership	148	Eastern Europe	2
Americas	105	Multi-lateral	3
Africa & Middle East	203	合計	106
Asia	144		
Eastern and Central Europe	56		
Corporate Management	183		
Personnel & Administration	107		
Communications	45		
CIDA 合計	1171		

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

CIDAの海外事務所はCIDA職員が外交官のステータス(大使、参事官、大使館員)で大使館等の公館へ派遣される形をとっており、事務所としての法的ステータスはない。

次にC I D A 海外事務所のある国を示す。

Algeria	Tunisia	India
Burkina-Faso	Zaire	Indonesia
Cameron	Zambia	Malaysia
Cote d'Ivoire	Zimbabwe	Nepal
Egypt	Argentina	Pakistan
Ethiopia	Bolivia	Philippines
Ghana	Brazil	Singapore
Guinea	Barbados	Sri Lanka
Jordan	Colombia	Thailand
Kenya	Costa Rica	Viet Nam
Mali	Guatemala	FAO (Rome)
Morocco	Guyana	U.N. (N.Y)
Mozambique	Haiti	U.N. (Geneva)
Niger	Honduras	OECD (Paris)
Rwanda	Jamaica	
Senegal	Peru	
South Africa	Bangladesh	
Tanzania	China	

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」(1995.12a)

現地での活動は、the Head of Aid (ミッションのC I D A上級スタッフ) の下、大使館の援助セクション (Development Section) にて実施される。これに加えて、援助活動の計画と実施面で援助セクションを支援するためにプログラム・サポート・ユニット (P S U) が置かれている。P S Uは契約ベースで活動を行い、その形態は、(1) カナダの援助代行機関、(2) 現地会社 (a local firm)、(3) カナダあるいは現地の独立コンサルタント、のいずれかである。現在、P S Uは34カ国にあり年間のディスバースメント総額は1,800万ドルである。

現地活動

・ Canada Fund for Local Initiatives

1973年に始められた現地小規模プロジェクトのための資金援助である。このカナダファンドプロジェクトは、N G O等の諸組織及び個人によって、現地で実施されるものである。5万ドルを上限とし、プロジェクトコスト20%までの資金援助は、各国大使 (the Head of Mission) により承認され、5万～10万ドルのプロジェクトに関しては、本部の局 (the Regional Vice President) の承認が必要である。

・ Policy Advice, Intelligence Gathering and Representational Functions

在外公館援助セクションが、援助対象国におけるカナダの援助政策、目標、プログラムの提示と促進、現地政府、他の二国間ドナー、国際機関との継続的協議の確立、現地政府、他のドナー、国際機関との調整、及びカナダの援助プログラム合意のための交渉等を行う。

・ Field Program Support Functions

この任務は対象国、あるいは活動の性質により、カナダ本部、在外公館PSUに振り分けられる。これらの活動は対象国／地域の経済・社会分析、プロジェクト及びプログラムプロポーザルの経済・社会審査、CIDAプログラムのコンディショナリティーと遂行のモニタリング、カナダ援助のプログラミングと実施を行う対象国のキャパシティー支援等である。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

4. 過去3年間の実績

a. 国別援助額

国全体予算の箇所に記載する。

b. セクター別援助額

国全体予算の箇所に記載する。

c. 形態別援助額

形態別援助実績の統計はないが、以下に把握できる範囲の実績を記す。

奨学生・研修員数

1990年	15,572名
1991年	21,256名
1992年	22,494名
1993年	19,655名

専門家派遣

	1990	1991	1992	1993
短期契約	3,486 (58%)	4,026 (63%)	4,868 (69%)	
長期契約	2,508	2,400	2,186	
専門家合計	5,994	6,426	7,054	7,705
うち女性	1,612	1,684	1,718	1,770

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

B. 外部機関との協調

1. 国際機関

国際機関を通じた援助は、カナダとしての援助成果が見えにくく、国民（国会）からの支持を得るのが特に難しい。特に大幅な削減が予定されているのは、国連地域開発銀

行に対する拠出金で、今後現行の40%削減が予定されている。このような状況を踏まえ、今後カナダは、国際機関に対する協力は、拠出金を中心とするのではなく、技術協力、助言、ドナー間の連携ならびに調整を中心としていくものとみられる。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

国際機関の改革に関して、カナダは過去3年間にわたり、他の援助国とともに国連システムや国連開発銀行の改革推進に参加しており、特に社会・経済開発促進における国連の役割を示した"Agenda for Development"には大きく貢献してきた。また、地球規模の開発課題に関する議論にも積極的に参加し、こうした議論の促進とコンセンサスの形成に寄与してきた。さらに、UNICEFやUNDP、世界銀行や他の地域開発銀行とのジョイントプロジェクトに多数参加しており、国連機関などの国際的なネットワークへの積極的な参加経験を、将来の援助政策フレームワークの形成に役立てている。

また、カナダは世界銀行はじめ他の地域開発銀行へ理事を派遣しているが、CIDAは、開発目標に従って、こうした国際地域銀行とともに彼らの政策やプログラムの実施に協力をし、また融資プロジェクトの運営改善に必要な改革にも参加してきた。カナダは世界銀行との定期会合を6月と11月に持っており、国別のプログラム、重点イシュー、共同資金協力に関して協議を実施しているが、CIDAは外務省、大蔵省、EDCとともにこの会合に参加している。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

2. 他三国間援助ドナー

CIDAは、専門家・リソース・経験を交換し、評価の質的向上と影響を促進する目的で、他の援助機関との合同評価を行っている。日本との連携では、タイの2つのプロジェクトの合同評価を行った。またDACによるメンバー国のWID指針実施の評価に参加し、1994年に出された評価結果をもとに、WIDをクロスセクトラルイシューとして捉えるための評価を行った。

オーストラリア、デンマーク、スイスとは、UNICEFの援助機関としての適性、能力、効率性、効果を評価し、また、ノルウェーとオランダとは国連世界食糧プログラム(WFP)の評価を実施した。評価分野での他援助機関との一層の連携協力は持続可能な開発という上位達成に不可欠であると考えられている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1994.3）

カナダは他の二国間ドナーと、それぞれの援助活動の効果を高めるために、直接的な連携を確立しようと努めている。具体的な例として、フランスとアフリカにおける各プログラムについて討議する機会を定期的に設けている。日本とはシニアレベルの援助担

当者と定期的に会合を持っており、ここ3年間、CIDAとJICAの協調が活発になっている。その内容は以下のとおりである。

- ・1992年9月から3年間の人事交流プログラム
 - ・1995年9月から2年間の第2期人事交流
 - ・1994年のCIDA-JICA合同評価（バングラデシュにおけるCIDAのジェンダー戦略及びインドネシアにおけるJICAの技術協力）
 - ・1995年3月の「南部アフリカにおける開発と協力の展望」についての合同セミナー開催（東京）
 - ・1996年3月の上記セミナーのフォローアップ・ワーク・ショップ（ジンバブエ）
- これらの協調から期待される成果はフィールド・レベルの連携協力であり、現時点でインドネシア、ヴェトナム、フィリピン、ケニア、南部アフリカが挙げられている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

3.2.2 NGOとの協調

概要

カナダのNGOの多くは米国や英国のNGOの支部として発足し、その後発展してきたものである。NGOの主要活動分野は、地域開発、食糧生産、保健衛生、人造り、開発教育等多岐にわたり、対象国・地域は100近くに達している。

一般的な特徴として、NGO相互の連携がよくとれており、NGOと連邦政府の関係も確立されている。カナダ政府は、NGO活動を重視しており、93年度において約330のNGOがCIDAのNGO課より直接、間接的な資金援助を受けた。93年度はODA予算の約9.6%が、NGO等のボランティア・セクターの支援に充てられた。

出典：「我が国の政府開発援助（上巻）」（1995）

次に、最近のNGO、NGI（Non-Governmental Institution）を通じた援助額を示す。

(単位：百万カナダドル)

	<u>1991-92</u>	<u>1992-93</u>	<u>1993-94</u>
I. カナダ国籍NGO、NGI			
A. 食糧援助 (NGO)	23.49	28.00	15.11
B. NGI	126.11	117.68	126.45
C. NGO	137.85	119.70	126.96
<u>小計 CIA予算分</u>	<u>287.45</u>	<u>265.38</u>	<u>268.16</u>
D. 地方自治体からのNGO、NGI支援	35.45	35.18	21.09
<u>合計</u>	<u>322.90</u>	<u>300.56</u>	<u>289.62</u>
II. 国際的NGOへの援助	33.03	37.09	21.86
<u>総計</u>	<u>355.93</u>	<u>337.66</u>	<u>311.48</u>

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

a. 指針

NGO支援担当政府機関

CIDAのパートナーシップ局 (Vice-President Canadian Partnership) に以下のオフィスがある。

1. NGO課 (一般的なNGOの窓口)
2. Institutional Co-operation and Development Services 課
ボランティア派遣団体、協同組合、労働組合、教育機関 (大学等) など、本来の設立目的が開発協力活動にあるわけではないが、開発協力を活動領域の1つとして専門性を持って実施している団体 (通常、非政府団体=NGI) のための窓口
3. International NGO課
(国際的なネットワークを持つ国際NGOのカナダ支部、ないしはカナダ本部のための窓口であるとともに、特定の専門家で構成される団体や会員制団体のための窓口)
4. Policy, Strategic Planning and Operations課

以上のようにカナダでは開発協力活動を行うNGO (民間援助団体) が3つのカテゴリーに分類されている。各カテゴリー別に費用分担 (コスト・シェアリング) の方式を含め、政府とNGOとの間での支援協力方式が決められている。

さらに、パートナーシップ局以外にもNGOとの協力の窓口となる局として、地域別に二国間援助を担当する各地域局がある。これは、政府が行うナショナル・イニシアティブの範疇に入る二国間プロジェクトの実施を、NGOに政府が委託する場合の窓口である。また、多国間食糧援助プログラムや国際人道援助プログラムの予算をNGOを通じて実施する場合には、多国間プログラム局がNGOへの窓口となっている。

出典：「ODAによるNGO支援」(1995.4)

1994年のC I D A - N G Oの年次会議においては、開発におけるボランティア・セクターの役割と、C I D Aとの連携に関する政策文書（Policy Statement）の作成が合意された。1995年の会議では、ボランティア・セクターにおけるN G O等の貢献を探る準備ドラフトが提出された。C I D Aが提出したドラフトの内容は以下のように要約される。

1) ポリシー・フレームワーク（FW）の目標

C I D Aにカナダのボランティア組織との連携目標を提示する。

2) FW声明

C I D Aは、カナダの援助プログラム目的、及び同国の外交政策における重点目標を達成するために、カナダのボランティア組織（V O）とともに活動する。

3) 持続的開発努力におけるボランティア・セクター（V S）の役割

①サービスの供与

政府が実施しないサービス提供とプロジェクトの実施によりコミュニティーのニーズを満たす。

②民主的参加

人々やコミュニティーの関心事を意思決定者に明示し、開発への参加型アプローチを構築する。

③リソースの投入

国民の関心を喚起し、開発のための資金と人材を投入する。

4) 支援へのコミットメント

ODA援助プログラムの目的と優先事項を満たすために、ボランティアセクターの支援と有効活用を行う。

5) FWの目的

①V Sによって発案されたプログラム／プロジェクトを支援する体制を維持する。

②C I D Aプログラムの実施、食糧援助及び人道的援助の供与にV Oを活用する。

③途上国の組織の役割と能力を強化する。

④V Oの国際的位置付けと役割を強化する。

⑤V Oを通じたカナダの開発活動への関心と参加を促す。

⑥カナダの援助政策プログラムとイニシアティブの効果を改善する。

大半のN G Oは、C I D Aのドラフトは、持続的な人材開発を支援するボランティア・セクターの独立した役割と潜在的能力を評価したものというよりは、制限的な行政アプローチを反映したものと結論付けている。N G OはC I D Aに対する責任性を認識しつつも、自らの自主性と柔軟性を保持する意図を明らかにしている。C I D Aは、援助庁の業務執行上の制約を認識しつつも、N G Oのコメントを反映する方向で最終案を準備しており、1996年に、最終的な政策合意文書が外務省承認のために提出される予定である。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

援助戦略におけるNGOの位置付け

カナダのNGO支援の根本的理念は「パートナーの原則」である。これはCIDAのNGO支援ガイドの冒頭に明記されており、「①CIDAとNGOの関係はパートナーの関係である。(CIDAは)NGOの求めに助言と協力を行う。②それ故、事業実施の責任を持つのはNGOである」と明言されている。ここには、NGOが政府の委託を受け、補助金を交付されて活動するというのではなく、NGOがODAの活動の主体的な役割を担い、これに政府が助成を行うという考えが示されている。NGOは、開発協力活動に主体的な役割を果たす重要なパートナーであると位置づけられている。

このように、1960年代以来NGOからの「要請に応えること(Responsiveness)」は、CIDAのNGO開発協力への資金助成に当たっての基本概念であるとされてきた。とはいえ、目下、カナダのNGOから海外組織が主導するプログラムに大きく資金が流れ始めた結果、この原則は若干修正を余儀なくされ、CIDAもこれまでより詳しいガイドラインを設けて、プログラム適格性や責任性を問うようになってきている。

出典：「ODAによるNGO支援」(1995.4)

1994年、CIDAは開発戦略とプログラムにおけるパートナーの役割を強化する協議方針を策定し、1993-94年度にはCIDAの新たな契約方式や人権、民主化、良い統治の新たな方針についてパートナーとの協議を行っている。CIDAのパートナーシップ局は、政策、プログラム枠組み、費用計算方法、予算配分プロセスについて、パートナーとの定期的、総合的協議を初めて導入した。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

NGOへの支援実績

パートナーシップ局の実績に占めるボランティア・セクターを通じた援助の額は、1990年度の8.9%から1995年度の9.5%に増加し、同期間のパートナーシップ局の援助全体に占める実績額も12%から13%に増加した。二国間及び多国間援助におけるNGO援助の割合に制限はなく、最近の援助予算の縮小傾向にも関わらず、カナダはボランティア・セクターへの援助総額でDAC諸国最大である。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

b. 協力NGOの分類

NGOと呼ばれる様々なタイプの非政府団体・組織は、CIDAでは「パートナー組織(Partners)」とよばれ、これには以下のような様々な団体を含む。

- ①NGO(教会系、英語系、フランス語系、アンブレラ組織等)
- ②教育関係組織(大学、そのアンブレラ組織)
- ③ボランティア派遣団体

- ④プロフェッショナル機関（医療センター、医師会、弁護士会他）
- ⑤青少年活動団体
- ⑥国際NGO
- ⑦民間企業

なお、CIDAでは、上記の②③④⑤を総称して、NGI（Non-Governmental Institution）と呼んでいる。カナダ政府はNGO活動を重視しており、93年度実績によると424NGO、64大学等、3協同組合、9ボランティア団体、5労働組合、その他149団体が、CIDAより直接的・間接的資金援助を受けている（うち約170団体が30万ドル以上の援助）。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

CIDAから助成を受けているNGOの数は約300であるが、この他にCIDAは労働組合、協同組合、コミュニティー、カレッジ、大学などの組織（NGI）にも広範に支援を行っており、これらを合計すると約500もの団体を扱っている。この中にはアメリカやヨーロッパの支部組織が多くあり、またNGOの4分の1は宗教団体であるのが特徴である。また、これらのNGOは、必ずしも開発途上国でのプログラムを実施しているとは限らず、国際的に提携する団体を通じてプロジェクトを実施する場合や、途上国のNGOに資金援助をするだけの場合もある。

出典：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

NGO活動の援助プログラムは次の5つの協力形態に大きく分類される。

- ①緊急救援（10.5%）
- ②個人による慈善活動（9.3%）
- ③福祉（物資支援）（8.0%）
- ④海外在住カナダ人への職業紹介（12.6%）
- ⑤開発プロジェクト／プログラム（58.9%）

カナダ国内において、NGOは、国民への開発教育活動、資金調達活動、政府政策に対する圧力・ロビー活動を広く行っている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

c. 登録制度について

NGOが政府からの助成を受けるための登録制度は存在しない。だが、CIDAからの助成を申請する資格要件として、カナダ会社法第2章のもとに「任意団体（Voluntary Organization）」として登録された法人組織であることが求められている。

ほとんどのNGOが慈善団体としての位置付けにより、民間からの寄付金に対して免

税措置を受けている。NGOの法的根拠は共通であるが、NGOの73%は非宗教系、13%は特定宗派に属さない宗教系、残り14%は特定の宗教に属するものである。

出典：『ODAによるNGO支援』（1995.4）
 「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

資金援助の基準

CIDAのNGO課は資金援助に対し、次の基準を定めている。

- ①途上国におけるキャパシティー・ビルディング
- ②ODAの優先事項の補助
- ③プロジェクトの効果拡大と推進
- ④カナダ人に対する便益と開発教育
- ⑤効果的なプログラム管理と実施業務

将来、NGOは以下のようなプライオリティを反映することが望まれる。

- ①援助現場におけるCIDAの重点分野（BHN、環境、WID、民主化、民間セクター開発、インフラストラクチャー・サービス等）
- ②カナダ国内におけるCIDAの重点分野（国民の教育と情報提供、青少年の開発活動への参加等）

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

政府助成を受ける資格要件

①NGO課からの助成

NGOがCIDAのNGO課から助成を受ける場合の資格要件は以下の通りである。

- ・カナダ人で構成する理事会に対して報告義務を負うという内部制度を有する団体で、かつ法的に「任意団体（VO）」として登録された法人組織、ないしはカナダの組織として設立され認められた団体
- ・非営利の非政府組織
- ・効率的かつ効果的に運営され、財政的に健全な状態にある団体
- ・助成を求めようとするプロジェクトやプログラムを完遂する能力を有する団体

また、次の要件を満たす場合には、助成が行われるチャンスがさらに増大する。

- ・国際開発協力の分野で、2年間の海外での経験を有する団体
- ・3～5万ドル程度の手元金をカナダの国民からの資金援助によって得ている団体
- ・十分な審査ができるよう、CIDAが求める全ての必要な情報（規約、監査済み大蔵報告、年次報告、開発協力についての考え方や活動内容が記載された機関誌や出版物、など）を提供できる団体

C I D Aと共に長期の事業を実施した経験がない N G Oの場合は、C I D Aとの協力関係を確立している他の N G Oと共同で、最初のプロジェクトを実施する方法をとることができる。

出典：「ODAによるNGO支援」(1995.4)

「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

②Institutional Co-operation and Development Services課からの助成

N G I (非政府団体：ボランティア派遣団体、協同組合、労働組合、大学など教育機関)が I C D S 課から助成を受けようとする場合に求められる資格要件については、1994年末時点で改訂作業中である。

③International N G O課からの助成

国際 N G Oが助成を受けようとする場合に求められる資格要件は以下の通りである。

- ・国際的にメンバーシップを有し、国際的な管理・運営・決定の機構を有する組織であることを明確に認定できる国際組織であること。
- ・政府から独立し、非営利の原則のもとに運営されていること。
- ・本部所在国において正式に登録されていること。
- ・C I D Aの目的と矛盾しない開発の目的を挙げていること。
- ・各方面から広範な財政的支援を受け、効率的な運営が行われていること。

また、専門家・会員制団体が同課から助成を受けようとする場合に求められている資格要件は以下の通りである。

- ・行政 (Public Administration) や公共の管理 (Public Governance) に関する特別の関心と専門性を有する会員制の団体であること。
- ・プロジェクトやプログラムを運営する十分な能力を有していること。

出典：「ODAによるNGO支援」(1995.4)

窓口となるNGO

カナダの N G Oの活動を支援するアンブレラ組織として、重要な位置を占めているものにカナダ国際協力評議会 (Canadian Council for International Cooperation: C C I C) がある。C C I Cは開発協力活動を行う N G Oの集合体であり、1994年末の時点で125の N G Oが加盟している。加盟する団体は、宗教系の N G Oを含む一般の N G O、協同組合、労働組合、教育機関、専門家団体など多様である。C C I Cは、国際開発協力へのカナダ国民の参加を促進することを目的とする組織であり、ネットワークの構築、情報提供、研修、調整などを行うことにより加盟団体の活動を支援している。また、加盟団体の関心や利害を政府や国際機関に伝え、政策の改善を求める活動を行っている。C C I Cは、

こうした政策提言活動を強力に展開しており、C I D Aとの間に連絡委員会を設置し、定期的に政策対話を行うとともに、C C I C会長とC I D A理事との間での会合も頻繁に持たれており、さらにはカナダの外交政策全般に対する提言活動にも力を入れている。

助成金に関しては、C C I Cはその加盟組織との合同でプログラムを提案し、C I D Aの資金を獲得している。C C I Cの年間予算（運営費などの一般活動予算）は約119万ドルであるが、その内の80万ドル近くがC I D Aから得た資金であり、残りが加盟団体からの加盟費である。全体的にC C I Cは多くのN G Oを代表する立場で、C I D Aとの有機的な関係を構築している。

出典：『ODAによるN G O支援』（1995.4）

d. 主要10N G Oのリスト（名称、協力内容、援助額等）

1993年度の助成額上位10団体（N G O/N G I）とその活動内容は以下のとおりである。

①C U S O（1,312万カナダドル）

1961年に学生団体を中心にボランティア派遣団体として設立され、94年度は国内ボランティアを含めて、650名が活動している。アジア、カリブ海、アフリカ、南太平洋地域の現地主導型の開発プロジェクトに対して、農業技術指導、W I D、保健、環境等の分野に取り組むボランティア派遣と資金協力を行っている。

②Canadian Centre for International Studies and Cooperation（C E I E）（1,034万カナダドル）

長期農村開発、人材開発、小規模事業等のプロジェクトへボランティア専門家を派遣している。

③Canadian Catholic Organization for Development and Peace（C C O D P）

（930万カナダドル）

教会系のN G Oとしてカナダ最大のもので、現地の教会、共同体組織、社会活動グループ等によって行われる教育、農業、緊急援助、保健、人権と幅広い分野におけるプロジェクトへ資金供与を行っている。

④Canada World Youth（817万カナダドル）

カナダと途上国の青少年が現場でのプロジェクト活動に参加することによって、開発イシューに対する意識を高めることを目的とし、ボランティア派遣の交換プログラムを実施する。

⑤Canadian Organization for Solidarity and Development（C O S D）（651万カナダドル）

難民、流民、女性のためのプロジェクト、及び海外のN G Oプロジェクトを支援するためのボランティアを派遣している。

⑥Canadian Council for International Cooperation（C C I C）（617万カナダドル）

カナダの約130の主要N G Oのアンブレラ組織であり、N G OとC I D Aのコンタクトポイントとしての役割を果たしている。主な活動は、メンバーであるN G Oの支援、調整、情報提供、定期的な出版物の発行等であるが、一部C I D Aの二国間援助の実施代行機関としても活動している。

⑦Jules and Paul Legér Foundation (495万カナダドル)

3つの提携機関を通じ、保健医療、教育、食糧生産、女性の地位向上のニーズを満たすための資金、機材供与を行う。

⑧World University Service of Canada (WU S C) (476万カナダドル)

15の途上国における、教育、保健医療、水供給、農業開発プロジェクト管理への技術支援のため、カナダ人専門家を派遣している。

⑨カナダUNICEF協会(460万カナダドル)

子供の生存と成長を守る海外援助活動に対する資金供与を行い、カナダ国内においては、主要開発イシューとその子供への影響に関する開発教育を行っている。

⑩Canadian Organization for Development through Education (CODE) (443万カナダドル)

識字能力改善を目的に、途上国パートナーに対し自主出版の支援と教育教材の供与を行っている。カナダ国内では、小中学校等における開発教育の促進を行っている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12)

「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

④協力スキーム

CIDAのカナディアンパートナーシップ・プログラムにより、NGOのプログラム、プロジェクト、教育機関(大学等)、共同組合、専門家団体、自治体等の非営利組織への資金援助が行われている。貧困緩和、草の根レベルの開発のようなCIDAの戦略に沿った取り組みをするNGOは資金援助を受けるのにより有利となる。

CIDAのInstitutional Cooperation and Development Services (ICDS)プログラムでは、カナダのNGIに対して、政策提言、管理運営、活動支援、開発イニシアティブ支援のための直接資金援助が行われる。しかしながら、資金援助はCIDAの持続可能な開発の目的に沿った活動に限定される。ICDSプログラムはカナダと途上国組織とのパートナーシップを強化する媒体となっている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1994.3)

NGOのためのCIDA助成金

①NGO課の管理する資金

主要なものに以下の3つがある。

ア. プロジェクト助成 (Project Funding)

各プロジェクト毎に助成金交付の可否について査定を行った上、プロジェクト経費の75%までを助成する。1991年にNGOプログラム用に準備された資金の17%がこの方式によって使われ、この方式のもとに助成を受けたNGOは全体の30%であった。NGO課の方針では、実績が多く組織が確立されたNGOは、このプロジェクト助成の対象から、プログラム助成の対象へと移行することができる。

イ. プログラム助成 (Programme Funding)

当該NGOのプログラム全体、ないしはプログラムの主たるものを一括して扱い、それに対して助成する。規模の大きいNGOによるプログラムに対しては包括的な助成が行われており、この場合の助成率は50%である。また、プログラムの特定コンポーネントに対しては、75%まで助成される場合もある。1991年にNGOプログラム用に準備された資金の78%がこの方式によって使われ、この方式のもとに助成を受けたNGOは全体の23%である。

ウ. 分散型基金 (Decentralized Funds)

これは、契約を通じて基金の管理・運営の責任をCIDA以外の機関に移管する方式で、ブレイリー州、オンタリオ州、ケベック州にそれぞれ別の基金が設けられている。この基金は、小規模なNGOや初めて助成金を申請するNGOのためのもので、1つのNGOあたり最大助成額は約25万カナダドルである。この基金の対象となるNGOも、実績を積んでいくことによってプロジェクト助成やプログラム助成の対象NGOに格上げされる。NGO課が支援するNGOの41%がこの基金の対象となっているが、金額的にはNGOプログラム用に用意された資金の5%が使われているにすぎない。(但し、昨今のCIDA予算削減のため、プロジェクト助成と一本化される方向である。)

②Institutional Co-operation and Development Services 課の管轄する資金

ICDS課が管理する資金は、主として、知識の移転や人的資源開発や(公益性を有する)Institutional Developmentのために使われることになっており、ボランティア派遣団体、協同組合、労働組合、教育機関(大学等)などのNGIが助成の対象である。

ア. ボランティア派遣団体への助成(プログラム・プロジェクト経費の3分の2まで)

イ. 協同組合への助成(プログラム、プロジェクト経費の75%まで)

ウ. 労働組合への助成(プログラム、プロジェクト経費の75%まで)

エ. 教育機関(大学、カレッジ)への助成(大学に対してはプログラム、プロジェクトの経費の70%までが、カレッジに対しては75%までが助成される。なお、特定の団体(カナダ大学、カレッジ連盟)及びカナダ国際教育協会(CBIE)とは、ケース・バイ・ケースで助成率を決めている。)

③International NGO課の管理する資金

International NGO課が管理する資金は2つあり、1つは国際NGOに対する資金であり、もう1つは専門家・会員制団体に対する資金である。

ア. 国際NGOに対する助成

カナダ政府が、重要な開発協力活動に取り組んでいるNGOの国際的ネットワークを支援するもので、カナダに本部ないしは支部を置く国際NGOが対象となる。当該NGOの総予算の20%までが助成される。特に、人権、民主化、環境、人口、女性、ジェンダーに関わるグローバルな問題を扱う国際NGOは、優先的に助成される。

イ. 専門家・会員制団体に対する助成

途上国のパートナー組織の強化のための支援を行ったり、公的部門の能力向上や人権

擁護活動支援など「良い統治」を促進する分野での支援活動を行うカナダの専門家団体に対する助成である。このプログラム、プロジェクト経費の80%までが助成される。この助成を受けている団体には、カナダ自治体連盟、カナダ総合会計監査財団、カナダ行政協会、英連邦税行政協会などがある。

④ その他の部署が管理する資金

ア. 課題別基金 (Thematic Funds)

一種の Decentralized Fund であり、課題ごとに特定の地域や国で行われる活動を支援するために設けられている各種の基金であり、その多くを C I D A のパートナーに代わって C C I C (カナダ国際協力評議会) が管理している。主要な基金に、南アジア・パートナーシップ (South-Asia Partnership)、復興・回復基金 (Reconstruction and Rehabilitation Fund)、アフリカ・カナダ・パートナーシップ (Partnership Africa-Canada) がある。これらの基金のもとで実施されるプロジェクトについては、コストの75%が NGO に対して助成される。

イ. 国別フォーカス (Country Focus)

C I D A の二国間プログラムは通常、民間企業等による競争入札によってプロジェクトの実施機関が決定されるが、C I D A の二国間プログラム担当者は、各プロジェクト、プログラムの特殊性、特に NGO / N G I の得意分野を考慮し、競争入札を行わず NGO / N G I を選定することができる。このプログラムを NGO / N G I に対する助成金として性格付けすることはできないが、非営利団体にとって、国別フォーカス・プロジェクトは NGO 助成プログラムと比べかなり大きな額となっている。この場合の C I D A の窓口は、二国間協力を担当する各地域局である。

ウ. NGO 提携プログラム (NGO Coalition Programs)

このプログラムは二国間援助を担当する各地域局が窓口となっており、その予算は大きく分けて2つの使い方がされている。1つは、各地域局が担当する途上国の NGO グループとの間で、基金やプログラムを設けて途上国 NGO グループに対し、直接資金援助をする方式である。もう1つは、カナダの NGO と途上国の現地 NGO とが協力してプロジェクト、プログラムの実施を促進するための基金やプログラムを設けているような場合に、カナダの NGO に対して資金援助を行う方式である。バングラデシュのグラミン銀行には、1982～1993年の間に、このプログラムを通じて1,020万カナダドルが供与された。

エ. 国際人道援助プログラム (International Humanitarian Assistance Programme)

主に難民救済や災害被災者救済を目的とするプログラムである。このプログラムのための予算は近年大幅に増額されており、その内の約20%が赤十字に、10～12%が他の NGO や国際 NGO に流れている。資金を NGO に流す方法には2つあり、NGO 側からのプロポーザルに対する助成の場合と、NGO が C I D A 側からの委託を受けて資金を使う場合とがある。多国間プログラム局がこのプログラムの窓口である。

オ. 食糧援助 (Food Aid)

食糧援助は、10年前まではそのほとんどが国際機関を通じるか、二国間協力の一環と

して実施されてきた。だが近年は、相当の部分がNGOが実施するプログラムを通じたものとなっている。

NGOを通じる場合には、以下の4つの方法で行われている。

- ① NGOからのプロポーザルに対して助成金を交付するもの
この場合、NGOは自らの拠出を加えて援助を実施する。現在、助成金とNGO自身の負担の割合は、ほぼ7：3となっている。
- ② 二国間を通じて実施するもの
この場合NGOはCIDAからの委託を受けて援助を実施するという立場になる。
- ③ 国際機関を通じて実施するもの
これはCIDAが世界食糧計画（WFP）などの国際機関に拠出した食糧援助のための資金が、NGOを通じて使われる場合である。すなわち、CIDAからの拠出を受けた国際機関が、NGOに対して食糧の受け渡しを委託する方式で、これは当該国際機関とNGOとの契約を通じて行われる。
- ④ 特定の食糧援助イニシアティブ
例えば、カナダで生産された食糧（小麦等）を途上国で売却し、得た資金を使って、カナダのNGOが現地の農村開発プログラムを実施するような場合である。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

「ODAによるNGO支援」（1995.4）

管理費に対する助成

CIDAパートナーシップ局が1994年10月に作成した"Cost Sharing Policy"によれば、パートナーシップ局が助成するプログラム、プロジェクトについては、NGOは管理費を総経費の一部として計上できることになっている。計上範囲は15～27%で、NGOの各カテゴリー別に決められている。管理費の範囲は、プログラム、プロジェクトの実行に直接必要な機器装置、サービス、施設のための費用とされ、具体的には、人件費と事務所経費（家賃、事務機器、電話代等）の内、当該プログラム、プロジェクトの実行のために費やされたものとされる。

出典：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

f. 協力推進の問題点、留意事項（責任性の確保、NGOの主体性、独自性と援助機関政策との整合性）。

<問題点>

- ① NGOのための窓口が多すぎる。さらに各窓口が扱っている資金の種類が細かく分かれません。そのため、NGOが適切な窓口から適切な資金の助成を受けようとする際の判断を難しくしている。
- ② CIDAとNGOとの協力の手法が頻繁に変更されるため、NGO側がそれに対応し

きれないという状況が生まれている。

- ③ODA予算削減のため、これまで助成を受けてきたNGOへの打撃と、NGOの新規参入の困難が懸案されている。また、NGOのCIDA資金への依存度が高くなりすぎていることも、CIDAの予算削減にともなう助成金削減という点から問題となっている。

出典：「ODAによるNGO支援」（1995.4）

援助におけるNGOの経験は高く評価されているものの、近年のカナダODA予算の削減は、これらNGOのポテンシャルを著しく制限する結果を生んでいる。CIDAではプロジェクトのプログラム化の傾向がみられ、このため一部のパートナー組織のみが二国間プログラムの実施を独占し、その他の組織のODA事業参加を制限する等の弊害がみられる。その結果、殆どのNGOにとってCIDAの予算にアクセスできるのは、パートナーシップ・プログラムを通じてのみとなり、NGOは資金源の獲得に奔走しなければならず、本来の援助活動実施に大きな負担と支障を生じているケースも目立ってきた。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

<課題>

- ①厳しい予算状況でいかにNGOの独立性を確保していくべきか。
- ②NGOの評価、補助金交付、政策決定において透明度を高める必要がある。
- ③CIDA内部でのNGO等ボランタリーセクターの役割についてコンセンサスをとる必要がある。
- ④CIDAのプログラム実施体制の強化に関して、CIDAはNGOとさらに活発な対話を持つ必要がある。
- ⑤NGOに対する予算を公正にかつ効率的に使わなければならない。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1994.10.27）

<NGOの独自性／独立性>

パートナーシッププログラムでは、NGOは独自に援助プログラムを立案し、CIDAからの補助金を得て実施する。その運営管理等は、基本的にNGOに一任されるという、独自性・独立性をもった援助活動を行っている。また、例えばCIDAが国別、地域別の指針等を作成する際には、何らかの形でNGOの意見を取り入れる機会（通常「協議- Consultation」）が設けられてきた。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1994.10.27）

<NGOの責任性 (Responsibilities and Accountability) >

従来、プロジェクトは最初のプロポーザルで明示されたインプットとアウトプットのタイムテーブルに従って、厳密に実施、監理、評価されていた。しかしながら、開発支出に対する政府、会計検査局、カナダ国民の関心が増大していることに応じて、現在CIDAは結果指向型運営 (results-based management) を採用している。これにより、NGOは、"results-based programming"と呼ばれる新たな規定のもと、CIDA資金の活用成果に関する情報、及び報告書をNGO課に提出するよう求められている。

<CIDAとNGOの関係>

1995年2月に出されたカナダの外交政策声明 "Canada in the World" で、CIDAとNGOの関係は、「相互の活動を補完する (Complementarity) という原則に基づく」ものであると述べられている。しかしながら、NGO側は"Complementarity"をその活動の独立性のための余地と捉えており、CIDA側はより狭い意味で、NGOの活動をODAプログラムのサポートという意味で捉えている。1995年のCIDAとNGOの年次会合においても、この補完性についての相互理解を深めることが必要であるとされている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

4. 地方自治体との関係について

a. 地方自治体の国際協力事業

カナダの政府開発援助の一部は州政府によって賄われているもので、1991-92年の額は、3,500万カナダドルであった。州政府は援助供与のための柔軟なシステムを採用しており、例えば、アルバータ州の19年継続しているプログラムは、宝くじからの収益金をクラウン・コーポレーションの一つ "Wild Rose Foundation" を通して、NGOへ供与している。また、マニトバ州は36NGOのアンブレラ団体である "Manitoba Council for International Cooperation" へ資金助成を行い、ケベック州の援助はthe Ministère des affaires internationales により行われている。さらにノヴァ・スコシア州の援助はノヴァ・スコシア農業大学国際開発センターによって行われ、オンタリオ州は、州の経済開発・貿易省を通して主に人道的援助を行っている。

出典：Development Co-operation Review Series (1994)

州レベルではカナダの地方自治体連合 (Federation of Canadian Municipalities : FCM) が国際開発活動の主体となっている。FCMは1987年にCIDAの助成によって国際事務局を開設した。1993年の始めには7州と2つの準州における60近くの自治体が、21のアフリカ諸国と中国、グレナダからインドにわたる22の自治体とパートナーシップを確立した。カナダ政府は地方政府への権限委譲は優先事項の一つと考えており、FCMも自らのシステムをその目的にもっとも適したものとみている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

b) 地方自治体とCIDAとの連携の有無と事例

CIDAは、FCMの国際プログラムへの資金協力を通じて、地方自治体（市町村レベル）の国際援助活動を支援している。FCMは、会員である市町村の国際援助のためのイニシアティブに対して、資金援助を行い、途上国の市町村とのリンクアップ、人事交流（職員の派遣、研修員の受入等）を中心とする活動を支援している。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12b)

CIDAによる地方自治体への援助は、マッチング方式が取られており、これはコミュニティグループ（NGO）が集めた資金と同額の資金を地方自治体が提供し、両方を併せた金額と同額のをCIDAが拠出するものである。これによりNGOは、自ら集めた資金の4倍の資金で援助が実施できることになる。

出典：「セクター別援助指針策定のための基礎調査」(1993)

中央政府機関であるCIDAは憲法上の制約により、州政府及び地方自治政府と直接協調することはできないが、CIDAの様々な窓口を通して自治体との協調形態を確立している。まず自治体レベル（Municipal level）では、CIDAはFCMを通して協力を行うことが可能であり、FCMの国際プログラム資金のうち55%（1996年3月までの9,900万カナダドルに加え、中国における5カ年のプロジェクトに対して700万ドル）を助成している。州レベル（Provincial level）では、FCMのような統括組織が無いため、CIDAの協力の可能性は限定されており、州が財源を出している "Institute of Public Administration Canada" 等の専門組織、大学で活動している個人からの協力を得ている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

III. C I D Aにおける技術協力

A. プロジェクトのコンポーネント

(1) 奨学生と研修員

過去2年を見ると予算は漸減傾向にあるとはいえ、カナダは国内外における奨学金制度と研修プログラムに力を入れている。1993年にC I D Aは19,655人の学生、研修員の受入れ実績をあげた。過去5年の傾向を見ると、22%が学位取得（約7割が学部生）を目的としており、残りの78%が短期間の研修である。このうち女性の割合は1992年に37%であり、研修に参加した女性のうち63%が出身国におけるプログラムに参加した。これは女性にとって自国のプログラムが魅力的であることを示しており、他のプログラム経験とともに、C I D Aの新たなイニシアティブである "Women, Science and Technology" を打ち出し、途上国における高校レベルの科学技術系研修の必要性を示唆している。

学位取得を目的とする学生の80%はカナダ国内、9%が母国、11%が第3国における就学である。学生の出身国別内訳はアフリカ・中近東（54%）、アジア（28%）、カリブ諸国（18%）となっている。短期間研修は、19%がカナダ、72%が母国、9%が第3国における研修となっている。

4分の3以上の学生・研修員が、1) 農業、畜産、2) コンピューター・サイエンス、3) エンジニアリング・テクノロジー、4) 教育、5) 観光、ホテルマネージメント、ケータリングサービス、6) 管理行政の6分野に含まれる。研修内容は運営管理技術と組織制度開発に重点が置かれている。

(2) 技術協力専門家派遣

C I D Aに雇用される専門家の数は1993年において、7,705人であり、前年度と比べ10%増加している。このうち女性の専門家は増加を続けており、1992年の1,718人から1993年には1,770人（全体の23%）になった。また、同期間に短期専門家の全体に占める割合が、63%から73%に増加した。

二国間援助の技術協力専門家は100カ国以上に派遣されているが、3分の1は上位10カ国に集中している。60%の専門家は、教育・農業・組織制度改善・産業・エネルギーの5セクターに集中している。"Capacity Development" はC I D Aにおいて急速に重要性を増している課題であり、先方の要望に最も適切に応え得る人材の選出のために、C I D Aは新たなスクリーニング・システムを開発した。また、さらなる効率化・効果向上のために、カナダ人専門家のポストを埋める途上国人材の活用数を増加させている。その数は1992年の274人から1993年の591人に倍増した。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

B. プロジェクトサイクル

CIDAはプログラムレベルで計画を策定し、個別のプロジェクトの実施については実施機関（Executing Agency—EA）に委託する。ここでは、まず二国間プログラムとパートナーシップ・プログラムのサイクルについて記述する。

（1）二国間プログラム

CIDAの二国間援助のプロジェクトサイクルは、CIDAの大きなプログラムサイクルの一部であり、地域・国別援助実施指針（Regional/Country Development Policy Framework: R/CDPF）の開発に活用される国や地域におけるプログラムレベルのセクター・組織分析から始まる。R/CDPFは、外務大臣の承認を得なければならないもので、期待する成果や予想されるリスクを含んだCIDAの全体的な取り組みについて明らかにしている。R/CDPFの二国間担当セクションが、該当国や地域に関するCIDAの二国間協力活動を担当しており、プロジェクト選定の基礎を形成している。

CIDAでは、二国間援助を「案件の発掘」、「計画策定」、「承認」、「実施」、「評価/終了」の5段階に区別している。このサイクルは、CIDAのR/CPD（Regional/Country Program Director）の監督下にあるプロジェクトマネージャ（PM）によって管理される。この新しいプロジェクトサイクルの重要な点は、外務大臣がプロジェクトサイクルの最初から最後まで関与することである。CIDAの担当局長は、R/CPDとの協議のもと、予定プロジェクトに関する外務大臣の意見、助言、実施承認を求めるためのタイミングやアドホックなメモランダムの一時的必要性について決定することになっている。

また、1995年1月19日に発効したCanadian Environmental Assessment Act（CEAA）は、連邦プロジェクトに対し環境アセスメントの実施を規定している。CIDAのプロジェクトについても、CEAAの適用対象となるものもあるため、CIDAでは提案されたプロジェクトの全て、もしくは一部の実施に必要な資金を提供する前に、必ずCEAAの規定するプロジェクトについて環境アセスメントを実施しなければならない。

1) 案件の発掘（Project Identification）

相手国側からのプロジェクト要請を受理し、R/CPDによるプレリミナリー・スクリーニングを行う。その要請案件の承認後、その案件を担当するプロジェクトチームを編成し、プロジェクトマネージャー（PM）を任命する。PMは、コンセプトペーパー（50万ドル以上のプロジェクト全てに必要）を作成し、担当局長の承認を得る。局長の承認は、最初のプロジェクト審査を意味し、これにより組織としてのプロジェクト審査、プロジェクトデザインの実施、及び被援助国政府との協議に必要な資金・人材の投入の実施が可能となる。なお、右コンセプトペーパーは、次に示す7つのLOB（Lines of Business）をもとに作成される。

☆7 Lines of Business (LOB) について

7 Lines of Businessは、プロジェクトサイクルの過程で、プロジェクトを管理運営するための様々なデザインと実施方法を示すために、CIDAが導入したものである。それぞれのLOBが、デザイン、承認、選択、契約、実施のパラメーターに関わるものとなっている。プロジェクト毎にどのLOBが最も適しているかの選択は、コンセプトペーパーを選ぶ段階で実施される。

以下に7つのLOBを紹介する。

- ・LOB 1 : The Blueprint Model
インフラ、人的資源開発、組織強化を含む総合的プロジェクト
- ・LOB 2 : The Transfer / Support Mechanism
援助受入国/受入機関に対する資源の移転
(クレジットの供与、多国間協調融資など)
- ・LOB 3 : The Quick Transfer Mechanism
小規模、低コスト、迅速な協力(技術/知識の移転を含む)
- ・LOB 4 : The Responsive Development Fund
CIDAが定める明確な条件に基づく即応的な資金の提供(分権化資金など)
- ・LOB 5 : The Iterative Model
長期的活動や結果を短期間の結果/成果の評価を通じて開発する
(実施しながら学ぶ)
- ・LOB 6 : Policy and Advocacy
分析的な政策/戦略の開発(ジェンダー戦略、R/CDPF等)
- ・LOB 7 : Local Initiatives Projects
現地で管理し、現地主導で実施する活動
(カナダファンド、カウンターパート・ファンドなど)

2) 計画策定 (Planning)

目的：プロジェクトのフィージビリティを判断し、詳細なプロジェクトデザインを決めるマネジメントプラン(MP)を用意する。具体的には、アプレーザルとデザインを実施する。

プロジェクト審査について

目的：提案されたプロジェクトの関連情報を収集し、プロジェクトの妥当性や期待される成果の判断を行う。

CIDAは、7つの審査基準と13の分析技術に基づく分析フレームワーク (Analytical Framework)を開発した。提案プロジェクトは7つの審査基準を満たさなければならないが、13の分析技術(例えばジェンダー、環境、社会・政治状況、財政)を常に適用する必要はない。プロジェクトマネージャーはCPC、D/CDや他のチームメンバーとの

協議を経て、評価活動の内容や方法を決定する。プロジェクト審査活動にどのくらい詳細な情報を集めるかは、プロジェクトの承認や実施につながる遅れとの兼ね合いで決められている。

プロジェクトデザインについて

プロジェクト審査結果に基づいて、プロジェクトマネージャー（PM）は、プロジェクトデザインを選び形成していく。ここでは、提案されているプロジェクトの主な運営管理上のパラメーターを決める。PMは、選定されるプロジェクトについて十分な理解と支援が得られるように、援助受入国を全てのプロセスに参加させている。

プロジェクトデザイン活動の最初のアウトプットは、マネージメントプラン（MP）というもので、プロジェクトの様々なデザインパラメーターを統合したものとなっている。MPには、総合的なプロジェクト情報（Logical Framework Analysis：LFA）やプロジェクト参加者の役割と責任の詳細（Work Breakdown Structure:WBS）、プロジェクトの実施契約内容（Contract Plan and Terms of Reference）、プロジェクト実施の運営方法の概要（Management Strategy）とその他の関連情報（予算、調達、モニタリング、管理、評価計画等）が含まれている。このマネージメントプランはLOB1とLOB5に必要なものとなっている。それほど複雑でないプロジェクトについては、環境やジェンダーなどのテーマを運営方法に取り入れる方法やリスクや制約、その他の不確定要因に対処する方法などを盛り込んだ Management Strategy の準備だけでよい。

☆ LFA (Logical Framework Analysis) について

プロジェクトの期待される成果や予想されるリスクを明らかにし、分析するためには必須のものである。LFAは、プロジェクトを作成し、デザインの各コンポーネント（目標、目的、成果、結果、指標等）の相互関係を分析・確認するために使用される基礎的な道具である。LFAは、コンセプトペーパーの作成と並行して作成されるが、LFAはプロジェクトデザインの最中に完成される。LFAに含まれる内容は次のとおり。

- ・明確なプロジェクト目標
- ・プロジェクト目的の達成に必要な明確な投入と結果
- ・プロジェクト実施の成功に影響を及ぼすと考えらる主要なリスク要因
- ・プロジェクトのモニタリングと評価の基礎として、あらゆる段階における重要な指標の明確な定義
- ・ターゲットグループ/受益者の特定

☆Contract Plan (契約計画書) について

契約計画書はプロジェクトデザインにおけるもう一つの重要なもので、プロジェクトマネージャーが作成する。プロジェクト実施のためにあらゆるサイクルの中で必要になることが想定される契約をリストアップし、プロジェクトデザインとの関係はもとより、契約間のそれぞれとの関係を明らかにしている。契約計画書は、プロジェクト承認関連資料の一つとしては提出されないため、他のプロジェクト管理文書と矛盾しないように作成される必要があり、大臣からのプロジェクト実施契約の選定承認を得る基礎として、またプロジェクト管理計画としても利用されている。

☆Work Breakdown Structure (WBS) について

プロジェクトデザインにおけるもう一つの重要なもので、活動内容によって、プロジェクトコンポーネントを分け、プロジェクト活動を成果、投入、結果、コスト、期間、他の活動との関係、参加者の責任ごとに明らかにしている。このように、WBSにはプロジェクトのスケジュール作成に必要なフレームワークやプロジェクトのマイルストーン、活動予算、責任分担のマトリックスが含まれる。

プロジェクト審査前の契約選定について

CIDAでは、最初のフィージビリティ・スタディやコンセプトペーパー作成等の初期段階からコンサルタントを利用することがある。同様に、計画段階においてもCIDAにかわって、プロジェクトの評価やデザインを行うコンサルタントを雇うことも有効な手だてと考えられている。そのような場合には、プロジェクトマネージャーは必要な調査の実施や人材確保の契約に関するTOR (Terms of Reference) を作成する。外部より必要な人材を確保する際には、人材の選考及び管理に契約担当職員 (Contract Officer) が関与することになっている。人材確保に関する契約金額が比較的少額な場合 (5万ドル未満) には、コンサルタントとの契約承認権限は、Regional/Country Program Director (R/CPD) に与えられている。

また、規模が大きく、複雑な長期プロジェクトの場合には、CIDAはプロジェクト審査やフィージビリティ調査、デザインおよび実施についてExecuting Agency (EA) や援助受入機関を利用することがある。EAが参加する場合、プロジェクトマネージャーはEAの事前審査を行い、プロジェクト承認を大臣に求める前に、予定企業のリストを作成し大臣の承認を得るためにそのリストを大臣に提出することになっている。プロジェクトが承認されるまでは、資格要件を満たす企業はプロポーザル提出を行わない。CIDAプロジェクトの効果を高めるために、契約は段階毎に結ぶことができる (計画を実施したEAがプロジェクト実施段階にも契約を取り交わすことができる)。援助受入機関が参加する場合、そのプロポーザルを精査するための支援合意を結ぶ前に、援助受入機関の大臣の承認を得なければならない。

3) プロジェクトの承認 (Project Approval)

目的：プロジェクト実施に向けて、カナダ政府よりプロジェクト資金の承認を得るとともに契約コンサルタントの選定承認を得ること。

プロジェクトマネージャーとそのチームは、カナダ政府がプロジェクトのメリットを評価できるように一連のプロジェクト承認文書 (project approval documentation package) を用意する。

☆Project Approval Document (PAD) について

PADは、提案されたプロジェクトに関する基礎情報（内容、R/CDPFとの関係、期待される成果、予想されるリスク、予算）を盛り込んだ4枚の文書で、プロジェクトが審査基準を満たしていることを示す。PADの内容は、マネジメントプランに記載されている情報に基づき、それと矛盾がないように作成される。一連のプロジェクト承認文書を構成するその他の文書としては、分析結果の要旨、LFA、WID・環境評価文書、予算・経費文書、資格要件を満たすコンサルタントのショートリスト選定に関する付属書類があげられる。

実際のプロジェクト承認申請は、承認を行う政府機関で異なる。例えば、プロジェクト予算規模が1,500万加ドル以上の場合、Treasury Board (TB) の承認が必要だが、TBへの提出は外務大臣を経由して実施されなければならない。もし、プロジェクト規模が500~1,500万加ドルの場合は、外務大臣の承認が必要で、メモランダムが大臣に送られる。もしプロジェクトが500万加ドル未満の場合は、CIDA局長 (Vice President) の承認だけでよく、メモランダムが局長あてに送られる。ほとんどのプロジェクトが、10万加ドル以上のコンサルタント選定承認を必要とするため、資格要件を満たすコンサルタントリストに対する外務大臣の承認は、プロジェクト活動を開始する前にとっておく必要がある。

プロジェクトの承認は、予算当局が当該プロジェクトへ予算を公式に配分することを意味する。ここへきて、プロジェクトマネージャーは、チームメンバーやCIDAのリーガルサービス部門との協議を経て、カナダ政府と援助受入国政府とのプロジェクト実施に係る合意を確認するMemorandum of Understanding (MOU)、もしくはExchange of Letters (EOL) を作成する。MOFやEOLはCIDA海外事務所代表の統率のもとに、援助受入国政府と交渉のうえ作成される。同時に、もしくは別の機会に、マネジメントプランについて援助受入国政府と協議することになっている。この2つの文書が承認されたのち、プロジェクトが実施に移される。

4) プロジェクトの実施 (Project Implementation)

プロジェクト予算がカナダ政府の予算当局から承認され、援助受入国政府とも正式合

意が結ばれたとき、プロジェクトは実施可能な状態となるが、その前にC I D AはE Aの選考に入る。

<Executing Agency (E A)との契約プロセス>

事前審査を経たコンサルタントのショートリストに対する大臣承認が得られると、次にプロジェクトマネージャーは、プロジェクトのE A契約及びモニタリング契約実施に関するコンサルタントへのプロポーザル提出依頼を行う。C I D Aと契約を取り交わすための資格として、次の2点を定めている。

- ・カナダ人が所有（最低51%）し、カナダをベースに活動する企業であること
- ・カナダ市民かもしくは永続市民権をもっていること

適切な選考基準を作りプロポーザルを評価する「評価チーム」を設置するのは、プロジェクトマネージャーの責任である。評価結果は、プロジェクトマネージャーとDirector/Chief of Operations (D/C O)を経由して、Evaluation Review Board (E R B)に提出され、E R Bでは選考手順の適正さを審査したのち最終選考承認を行う局長に対し助言を与える。落札されたコンサルタントへの通知は、契約金額が10万加ドル以上の場合には大臣が、それ以下の場合には局長が行う。E A選定の援助受入国への通知は、プロジェクトマネージャーとR/C P Dが行う。C I D Aとコンサルタントとの交渉がうまく済むと、局長によるE A契約への署名が執り行われる。

<実施>

E Aはプロジェクト活動を実施する責任があると同時に、各種報告の準備を行わなければならないため、プロジェクトマネージャーはプロジェクト活動が開始される前に、E Aが各種の報告を行う際の方法について明らかにする必要がある。また、E Aの活動計画を詳しく記述したインセプションレポートは、C I D A及び援助受入国の承認を得なければならない。C I D Aは、定期的なプログレスレポート及びファイナンシャルレポートによって、計画上と実際の成果を比較し、計画と予算の相違を調べ、問題を整理し、対応を検討する。これらの報告には、必ずファイナンシャルレポートを添えることになっている。長期プロジェクトの場合は、年間活動計画を作成することになっており、そこには、成果の概要や関心事項に関するコメント、プロジェクト実施状況、プロジェクト期間終了までの活動予定が記されている。

<モニタリング・コントロール>

プロジェクトマネージャーには、マネジメントプランに従ってモニタリング及び管理に必要な適切なシステムを構築する責任がある。援助受入国との協議のもと、政策・運営レベルでのプロジェクトステアリングコミッティーを設置する。ほとんどの場合、契約上コンサルタントはプロジェクトのモニタリング活動を実施するように定められており、各種報告の中で、C I D A及び援助受入国のとるべき行動や決定について提案することになっている。プロジェクトマネージャーは、プログレスレポート、ファイナンシャルレポート、モニタリングレポートを分析し、必要なときに適切な方法を講じる責

任がある。

5) 評価／プロジェクトの終了 (Evaluation / Termination)

目的：プロジェクト実施から学んだことを、確実にCIDAのコーポレート・インフォメーション・システムにフィードバックし、プロジェクトを終了させる。

プロジェクトの事後評価は、通常外部コンサルタントに委託し実施する。必要な現地調査を実施した後、コンサルタントは詳細な報告書を作成し、期待した成果に対する実際の成果について評価し、プロジェクトから得られた運営上の教訓や開発上の教訓について取りまとめ、将来への提言を行う。プロジェクトマネージャーは、報告書と提言の分析を行い、今後の事業経験に活かすためにCIDAのコーポレート・インフォメーション・システムにフィードバックする。同時に、必要なフォローアップアクションを取ることもある。最後に、プロジェクトマネージャーは、全ての契約と協定が終了したことを確認し、不要となった資金を回収し、プロジェクト終了の報告書を作成する。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

(2) パートナースhip・プログラム

<プログラム立案・実施>

CIDAはパートナーシップ局を通じて、NGO、大学、専門機関等、CIDAで「パートナー組織」とよばれる民間団体・組織が実施する援助活動に資金援助を行っている。このプログラムの下で、それら組織は独自にプログラムを立案し、CIDAはそれを基準に審査し、資金供与を行う。事業自体の実施・運営管理もパートナー組織が自己資金の投入分も加えた形（通常当該プロジェクト／プログラムの最低（20～30%）で、独立性、独自性をもって実施している。

資金供与のための査定ならびに資金供与額は、(1) パートナー組織がCIDAの資金を受ける条件に適合しているか、(2) 財政状況にリスクがないかどうか、(3) CIDAに提出されたプロポーザルの内容が期待できるものかどうか等を基準に決定される。

この資金援助には、プログラム単位（パートナー組織の実施する事業全体を査定し、組織単位で資金供与）とプロジェクト単位（パートナー組織の立案したプロジェクトを査定、資金供与）の2通りの方法がある。（なお、プロジェクト単位の資金援助に関しては、CIDAはこれまで直接担当せず、外部のNGOアンブレラ組織等を通じて行ってきたが、1995年度からCIDAが直接実施することになった。）

<評価>

パートナーシップ組織の評価に関しては、CIDAは、3年に1度パートナー組織全体（活動・財政）の評価を、当該パートナー組織と合同で実施している。なお、プロジェクト評価に関しては、上記のとおり新業務であることから、現在評価基準を検討中である。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

C. プロジェクト運営管理手法

1. 運営管理手法

(1) Result-based Management (RBM)

1995年度、これまでの Project Management Matrix に代わる運営管理アプローチとして、Result-based Management (RBM) が導入された。CIDAは、これまでも結果重視のプログラムマネジメントを行ってきたが、RBMでは結果を短期的アウトプット "short-term result" (例：失業対策として、20の研修コースを設置し、300人に研修を行う援助プロジェクト) としてのみ捉えるのではなく、最終的成果／アウトプット "long-term result" (例：それら研修を行ったことによって、実際どれだけの雇用が創出されたか) として捉え、「結果」という観念が大きく広げられた。

前者のアプローチがいわゆる「ブループリント・アプローチ (Blue Print Approach)」と呼ばれるのに対して、後者は「イタラティブ・アプローチ (Iterative Approach)」と呼ばれる。このアプローチに対する考え方の変化は、Blue Print Approachは、プログラムの実施過程において、定期的・短期的に出されるアウトプットを確認する運営方法であるが、短期的アウトプットを追うことが、必ずしも大きな意味での開発目標の達成につながるとは限らないというCIDA（そして多くのドナー国・機関）のこれまでの経験・教訓を反映している。

CIDAは、例え short-term result が予定どおりに出ていなくても、プログラムの実施過程において必要な実施方法の変更等を行い、長期的アウトプットの達成を確実にする方がより重要である。したがって、long-term result／開発目標を達成するためには、必要に応じて実施運営の軌道修正を行える柔軟性を持った方法を用いるべきという新しい考え方を採用し、RBMの導入となったものとみられる。

この実施運営方法の改革から理解できることは、CIDAの援助に対する考え方、業務の範疇が、非常に幅広いということである。上記の例であげたように、300人に研修を行うという技術移転を実施しても、それが有効活用される社会・経済背景、システムが整っていないければ、その技術移転の協力は必ずしもCIDAの援助目的である貧困削減と持続的開発に結びつかない。したがって、CIDAは援助活動を「技術移転」で終了するのではなく、その移転された技術が有効活用されるような「技術移転後の体制・システム作り」も援助の対象として、その活動が実際に貧困削減と持続的開発に結びつくことを確認しようと試みているのであろう。

また、RBMの導入によって、CIDAはプログラムの結果が、ODAの重点項目、さらには援助目標に資するという政策と実施結果のリンケージを明確に体系的に説明、確認することが容易となる。

CIDAはこのアプローチを使用することによって、EAと定期的にコンタクトをと

りながらも、スケジュール管理、上記短期的結果・アウトプットの達成等のプログラム実施はEAに任せ、最終成果・アウトプットの達成というマクロレベルでのプログラム管理に専念することができる。この両タイプの「結果」の達成目標は、プログラムの実施前に、CIDAとEAの間で明確に設定、合意される。

しかしながら、後述の評価と重なるものの、例え長期的結果・開発目標の達成を中心とするアプローチを導入しても、果してそれで本当に長期的結果が達成できるのか、達成目標をどう適切に設定するかなど、まだまだこの野心的な新システムの課題は多い。

なお、通常、EAは、(1) インセプション・レポート、(2) プロジェクト進捗状況と財務状況に関する四半期ごとの報告、(3) 終了報告書のレポート提出の義務がある。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12b)

(2) Project Management by Activity (PMBA)

運営管理の新しいアプローチとしてRBMが導入されたが、CIDAは従来のProject Management by Activity (PMBA) アプローチも使用している。PMBAはロジカルフレームワーク分析アプローチの変形であり、プロジェクトの期待する成果(短期的目的と長期的目標)を実現しやすいよう、プロジェクトの計画、構成、モニタリング及びコントロールの焦点をアウトプットの達成にあてている。PMBAの基本的な原理は、プロジェクトを結果重視のワークパッケージと捉えることによるのみ、プロジェクト管理が可能になるというものである。このときWBS (Working Breakdown Structure) が、PMBAデザインの基本となる。プロジェクト管理のためのPMBAにより、プロジェクトチームは、プロジェクトの実施責任をEAに委譲し、マクロレベルでのプロジェクト管理にその努力を集中することができ、投入したコストと期待される成果の達成を関連付けるように、プロジェクト実施へのコントロールを強化することができる。

出典：「JICAカナダ事務所報告」(1995.12a)

2. 評価活動

CIDAにおいては、評価は「当該プロジェクトに対する意思決定を容易にするためか、もしくは他の類似プロジェクトの設計調査にとり有益な教訓を引き出すために、CIDAの着手する国際協力プロジェクトの有益性とそのコストを査定する行為」であると定義されている。しかし、従来はこの定義でいう「プロジェクトの有益性を査定する」ための道具としてのみ利用され、コスト面からの分析が欠けていた。近年DAC諸国において評価とその利用に関心が高まり、CIDAにおいても、Corporate Memoryを設置して、プロジェクトの関連報告書をデータベース化するなど、その活用を図っている。

他方、カナダ政府の援助予算の大幅削減に伴い、93年の会計検査院報告で援助効率の向上が緊急課題として指摘された。この会計検査院報告に応える形で、CIDAでは事業目的の整理と業務の効率化を試みているところであり、その中心となっているのが、

業務評価（Performance Review）システムの導入である。業務評価システムの目的は、CIDAの全幹部・スタッフが、開発（事業）の結果を含めた政策、プログラム、プロジェクト、運営及びその他の活動の業績について、タイムリーで信頼できる有用な情報を得られるようにすることであり、その枠組は次に示すとおりである。

業績評価の枠組み

レベル	評価結果の利用者	主目的	評価手段	得られる情報
外部	・国会 ・国民 ・途上国	・国民への報告	・援助効果報告	・政策の適正さ ・援助効果 ・費用効果
政策決定	・大臣 ・総裁 ・局長（Vice President）	・意思決定と アカウンタビリティ	・評価	・開発知識 ・効果的な実施方法 ・優れた技術的实践
		・アカウンタビリティの向上 ・法令と整合 ・意思決定の改善	・内部監査	・優れたマネジメント実践
部局／支部	・局長（Vice President） ・プログラム担当官 ・プロジェクト担当官	・プログラム及びプロジェクト／組織の運営	・業績評定 （Performance Assessment）	・開発効果 ・運営業績

提案されている業務評価システムには、「評価」「業績評定」「内部監査」の3手段があるが、これらの具体的手法については現在改革・開発中である。

①評価（Evaluation）

開発のインパクトを評価するために行うもので、対象となるプロジェクトはCIDAのプライオリティーに従って選定される。また、政策研究（Policy Research）や多国間援助評価なども行う。

②業績評定（Performance Assessment）

運営及び開発の業績についてマネジメント・サイドやスタッフが必要とする情報を提供するもの。以下のような種類がある。

- ・モニタリング：プロジェクトやプログラムの成果達成度や運営状況を分析し、継続の必要性を検討するもの
- ・運営レビュー：運営上の重大な問題を分析し、援助実施のメカニズムの効率を評価するもの
- ・プロジェクトの終了報告：プロジェクトが達成した成果及び教訓を記述するもの
- ・組織評価（Institutional Assessment）：第三者または実施機関自身による評価
- ・特定研究：終了報告に基づいた特定テーマやプログラムについての開発の成果や教訓の分析

そのほか、CIDAの政策、管理及びサービス機能についてのモニタリングも含まれる。これらの情報を評価及び内部監査に活用することで、政策レベルの評価や内部監査に要する時間とコストが軽減できると期待されている。

③内部監査 (Internal Audit)

CIDAのシステム、機能、プログラム、プロジェクトなどを対象に、目的達成のために用いられたシステム、過程、管理方法などに焦点を当て、その効率性、経済性、効果を評価するもの。内部監査によって優れた管理運営の実践例を見出し、CIDA全体に伝えることで組織的な学習能力を高めることが期待されている。

出典：CIDA's Policy for Performance Review (1995)

D. 専門家等の援助要員

1. 援助要員養成について

- a. CIDAの援助要員養成システム
- b. CIDA以外の養成機関と養成システム

かつて、CIDAプロジェクトに携わるカナダ人の技術専門家 (Canadian Technical Advisors) は、CIDAとの直接契約によって管理されていた。彼等は、CIDAの標準的な選考基準や手順、契約方式に従って、経験あるCIDA職員によって選抜されていた。しかし、最近では、こうしたCIDA職員が担っていた役割は、EA (実施機関) にとってかわられている。現在、CIDAプロジェクトに携わるカナダ人専門家の90%以上は、数百あるカナダ人所有のEAに管理されている。適切な専門家のリクルートと選考は、そのEAの責任である一方で、CIDAでは政策目標が達成されるよう、EAに対しいくつもの条件を課している。それらの条件は、次のとおり。

1. ODAに携わる人材への研修の実施
2. 海外要員/専門家に対する安全対策の実施
 - a. 緊急事態へのシステムティックな対応への協力
 - b. 緊急事態に対する対応責任
 - c. 緊急事態への対応マニュアルの整備
3. 福利厚生システムへの対応
 - a. 海外派遣中の保険加入
 - b. 海外派遣中の医療サービス
 - c. 海外派遣中の休暇制度
 - d. 海外における特権 (免税等)
 - e. 海外派遣終了後の保障制度
4. 技術支援専門家の選考に当たってのCIDAの定める選考基準の遵守
 - a. カナダ人専門家向け
 - b. 被援助国専門家向け
 - c. 第三国専門家向け

次に、開発援助に従事する人材の訓練状況を記す。

(1) In-House Training System

E A自身による専門家へのintercultural trainingの実施。最近では、C I D AのCenter for Intercultural Training (C I T) が提供する研修を利用する傾向がある。

技術専門家に対するC I D Aでの研修

C I D Aプログラム、プロジェクトの効果とサステナビリティを多く発揮するために、技術的、個人的側面におけるintercultural awarenessを高めることを主たる目的として、研修プログラムを提供している。C I Tでは、海外での開発業務に携わるカナダ人専門家の養成を20年以上にわたり実施してきた実績を持っている。また、C I D A職員やカナダにきた開発途上国の研修生や奨学生に対する研修も実施している。最近、C I Tはintercultural effectiveness training center と改められた。ここでの研修は、開発関連機関の人材や政府職員のほか、C I D Aが資金提供したプロジェクトの専門家が利用できるようなっている。全ての研修経費は、C I D Aが負担している。海外へ赴任する専門家に対して、次の3つの研修コースがある。

1) Pre-departure Training Session

C I Tではアジア、アメリカ、旧仏領アフリカ、旧英領アフリカの4つの地域毎に、出発前オリエンテーションを実施している。研修は2～5日間で、長期専門家、短期専門家毎に用意されている。参加者には幅広い情報や異文化への適用に必要な手段などが提供されるとともに、C I D A及びE Aのプロジェクトオフィサーとの情報、意見交換の場が設定されている。出発前研修は、C I Tと契約を結ぶ研修専門会社が実施している。

2) In-Country Orientation Program (I C O P)

出発前研修の他に、任国内における研修プログラムとして、任国での生活開始に必要な、また、専門家や任国のカウンターパートの専門性を伸ばすために必要なさまざまな研修メニューが用意されている。これらは、専門家とその家族が任国の文化にとけ込めるよう支援することによって、また専門家と任国の人々の異文化コミュニケーションを培うことによって、プロジェクトの効果を最大限に引き出すことを目的としている。C I Tでは現在世界40カ国以上で、任国内研修を実施している。研修は通常C I D Aの現地事務所職員の監督のもと、現地の会社に委託し実施している。主な研修メニューは、着任時オリエンテーション、語学研修、文化理解講座、異文化適応法、ニュースレターの配布、帰国前研修などである。なお、カナダへ出発予定のC I D A奨学生、研修員への支援活動も実施している。

3) Debriefing Program

C I D Aの地域局及びE Aの要請に基づいて、C I Tでは海外からの帰国専門家に対する帰任後報告を実施する専門会社と契約を結んでいる。帰任後報告は、プロジェクトや任国に関するフィードバック情報を得るためのものであり、プロジェクト評価や将来計画づくりに利用できる貴重な情報を提供している。その他に、C I Tでは専門家やその家族が再びカナダ社会にスムーズにとけ込めるよう帰国時研修を定期的実施している。また、帰国を控えたC I D A奨学生や研修員への本国への適応を支援する帰国時研

修も実施している。

こうした3つの主要研修に加えて、C I TではE Aの要請に応じて"Pre-selection Program"を実施している。これは、C I D A専門家として海外での活動に参加を予定している候補者に対して、派遣国の情報（自然環境や労働環境）を提供する1日のセッションで、これをもとにC I D A専門家候補者として選考に進むかどうかを判断する参考情報とさせている。

In-house Training

さらに、海外へ赴任する専門家への研修のほかに、C I D AではC I D A自身が実施するインハウス研修を持っている。C I D A職員も採用前に十分な専門技術を習得することが期待されているが、カナダベースの職員が利用可能なように、多岐にわたる開発関連の研修コースを用意している。また、民間セクターにいるC I D Aのパートナーへの開発課題に関する研修も用意している。

- 1) Professional Development Section of Personnel and Administration Branchが提供するもの
 - C I D A業務に関するオリエンテーション
 - プログラムマネジメント（交渉術、援助調整など）
 - 人的資源管理（効果的なリーダーシップなど）
 - 開発課題（環境、社会ジェンダー分析、持続的開発、人権プログラムなど）
 - その他（ストレスマネジメント）
- 2) Canadian Partnership Branchが提供するもの（民間セクターパートナー向け）
 - 例えば、W I D / Gender や人権、持続的開発への理解を促すための研修やセミナーを開催する。

(2) 他の機関が提供する研修コース

E Aの中には、独自に研修プログラムを実施しているところもある。そうした場合には、C I D Aの提供する研修と同程度のものとなるよう、C I D Aが定める一定基準を満たす必要があり、研修内容の詳細をC I D AのC I Tに事前に提出のうえ承認を得るよう義務づけられている。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

2. 専門家及び職員の安全対策

専門家の募集・確保だけでなく、C I D Aは、専門家にかかわる業務は直接担当しておらず、安全対策を含む専門家の雇用・派遣に係わる業務（契約、リクルート、管理、研修、福利厚生等）は、C I D Aプログラムを委託されたE Aによって行われている。

CIDAのプログラムEAは、専門家を海外に派遣するにあたり、緊急事態における在外公館の役割、治安状況、緊急避難対策等に関して十分に研修を行うとともに、専門家が任地に到着する以前に在外公館に対して、プロジェクトと要員に関する情報を提供しなければならない。

専門家は、任地に到着次第、任地のカナダの在外公館、もしくは、オーストラリア、アメリカ、イギリス、フランスの在外公館に在留届（Registration Card）を提出しなければならない（少なくとも氏名、任地内での連絡先については、即座に知らせる）。

また、CIDAはEAに対して専門家と無線通信ができる体制を整えておくこと、また専門家には常に短波ラジオを手の届くところにおいておくこと等を薦めている。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12b）

a. 組織としての緊急時の対応方法

緊急時には、大使館またはミッションは、警備システムを通じるなどして現地の専門家に連絡を取り、予防、避難に関する情報を伝達する。

CIDAの職員または専門家は次の3段階に分けて対応している。

- ①注意：スタッフやその家族は自宅にて待機する。抗議行動等をできるだけ回避し、特に夜間の外出は控える。
- ②警告：特に指名された人物以外の職員や専門家は民間の交通手段が運行している間に国外へ退去する。
- ③避難：職員や専門家とその家族は、国籍に関わらず避難する。その際ミッションがもっとも適切と思われる避難先をアドバイスする。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

b. 緊急時に対応する部署

在外公館は紛争や自然災害に起因する不測の事態に対応するプランを持っている。EAは、その専門家に対して、ミッションの緊急時の責任を知らしめておかなければならず、その対処方法の計画立案と運用について協力的であるように指導する必要がある。専門家は警備システムへの参加を要請されることもあり、ミッションによる情報の伝達に関して一翼を担うことになる。

避難（退去）の決定は、在外公館長のアドバイスによりオタワの外務省が行う。CIDAはその決定にしたがい、プロジェクトの人員や家族を避難させる。EAは、全体的な避難決定がない場合には、自分の組織の人員を自費で避難させる決定を下せる。

出典：「JICAカナダ事務所報告」（1995.12a）

c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況

ほとんどの国について緊急時のためのマニュアルが、外務省及び在外公館によって作

成されている。マニュアルには、緊急時のネットワーク、現地における特殊事情（学校の子供や個人の車輛に関するもの等）、避難時の補助役として適切な人物、彼等の役割、避難場所等が記載されている。

C I D Aは、上記の専門家の雇用・派遣に際するマニュアルを作成して、E Aを指導している。ここには、代替的な情報伝達手段、避難時の交通機関や経路などが含まれる。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

3. 専門家及び職員の福利厚生

a. 現地派遣時の保険加入システム

b. 現地における医療サービス

C I D Aは、専門家の海外派遣中または海外勤務に起因する死亡、疾患、傷害等について責任を負わないが、専門家に通常のカナダでの保険に加え、一定条件（死亡5万ドル等）の任意保険の付保を義務づけ、E Aを通じてその保険料の50%を負担している。

専門家に対する福利厚生、処遇（準備金）等の内容・レベルは、プロジェクトの契約時に、E AとC I D Aによって決定されている。これには、海外赴任手当、一定レベルの専門家の子供への初等・中等教育費、一時帰国休暇（Vacation Travel Assistance）等の手当を含み、いずれもE Aと専門家との契約に明記され、E Aによって支給されている。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12b）

全ての援助要員は海外赴任の間、州の医療保険を保持することが前提としている。アドバイザー、短期契約コンサルタント、扶養家族に対しては、さらに以下の条件を最低限満たす保険に入るように指示している。

- ①緊急医療のための移動を含めた、一人当たり25万ドルが保障される医療保険
- ②カナダの医療保険に再編入するための医療保険の延長
- ③現地での医療措置が不可能な場合の必要経費を賄う医療保険
- ④アドバイザーの給与の60%以下、または月3,000ドルを補償する障害保険
- ⑤事故死、身体の部分的喪失に対する5万ドルの補償

また、C U S O（カナダのボランティア派遣N G O）を通じたHealth Support Service（H S S）を実施しており、次の2種類のサービスを提供している。

- ①海外における身体的・精神的健康を維持するための情報提供
- ②E Aの専門家の保険を支援するシステム及び手続きに関するアドバイス

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」（1995.12a）

c. 現地派遣期間中の休暇制度

E AはC I D Aから、通常年に20日間の休暇が認められている。2年以上の海外派遣者には、カナダと任国との間の休暇旅行が与えられる。専門家には、21歳以下の子供に会う場合には、年に1回の帰国旅行の権利がある。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」(1995.12a)

d. 現地で得られる特権(免税等)

長期派遣専門家(最低6月、一般に2年以上)に対するベネフィットは、大蔵省が承認した技術援助規定(The Technical Assistance Regulations)に定められおり、家財・個人財産保険、現地で使用する自家用車保険、家族手当の受け取り、年金を含む社会的便益の継続に係るアレンジは専門家自身の責任で実施することになっている。但し、年金掛け金の支払いは派遣元であるE Aが負担する。

さらに、専門家は契約金の他に、給与調整、海外勤務手当、僻地手当等を受け取ることが出来る。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」(1995.12a)

e. 現地派遣期間終了後の保障制度

E Aが自身の専門家に与える保障サービスは、期限付きの生活手当、海外派遣証明書、就職情報(E Aが再雇用できない場合)などである。

出典：「J I C Aカナダ事務所報告」(1995.12a)

4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇

派遣専門家については、C I D Aは"Management of Overseas Personnel: Manual for the Executing Agency"というE Aに対するマニュアルの中で、C I D Aの求める専門家像を示しているものの、実際の確保・募集については、C I D A自身は直接携わっておらず、通常C I D AプログラムのE Aの責任において行われている。E Aによる専門家確保の一般的な方法は、E Aがこれまでカナダ国内で構築してきた組織的・個人的ネットワークを通じた募集である。なお、専門家とE Aとの契約書にある条件は、C I D AとE Aとの間で交わされている合意条件と一致していなければならない、プロジェクトにおける専門家としての個人責任とともに次の基本条件が含まれていなければならない。

- 1) 基本給
- 2) 海外勤務の期間
- 3) 詳細な任務の内容
- 4) 各種手当と海外任務遂行に必要な条件と規則
- 5) E Aが派遣契約の中止や延長が必要と判断する際の条件